

総務委員会会議録

平成18年5月10日(水)

(開 会) 10:19

(閉 会) 16:05

○ 委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

質疑は執行部の説明の後で行います。

それでは、執行部の各課から所管事務について説明をお願いします。

○ 企画調整部長

選挙管理委員会事務局、監査事務局及び会計課の所管事務につきまして御説明いたします。

お手元に配付いたしております所管事務調査資料の総括資料をお願いいたします。3ページをお願いいたします。

飯塚市行政機構図ですが、中ほどの選挙管理委員会におきましては、選挙管理委員会事務局を設置し、監査委員には監査事務局を設置しまして、また収入役所管としまして会計課を設置いたしております。

それぞれの事務局及び担当課の組織、所管事項の概要につきましては、事務局長及び担当課長から順次説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○ 選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局長の坂田です。

所管事項の概要について御説明いたします。

選挙管理委員会事務局の組織につきましては、書記2名と併任4名の計6名であります。各支所につきましては、総務課総務係が担当いたしております。

所管事項、所管事務事業の概要につきましては、(1)から(7)までを記載しています。

(1)で選挙管理委員会会議に関する事、(2)で各種選挙の管理執行及び国民審査に関する事、(3)で検察審査会に関する事、(4)で選挙啓発に関する事、(5)で選挙人名簿の調整に関する事。

37ページをお願いいたします。済みません。事務調査資料の37ページをお願いいたします。済みません。失礼いたしました。

初めから説明させていただきます。選挙管理委員会事務局の所管事項の概要について御説明いたします。

選挙管理委員会事務局の組織につきましては、書記2名と併任4名の6名であります。各支所につきましては、総務課総務係が担当しております。

所管事項、所管事務事業の概要につきましては、(1)から(7)までを記載しています。

(1)で選挙管理委員会会議に関する事、(2)で各種選挙の管理執行及び国民審査に関する事、(3)で検察審査会に関する事、(4)で選挙啓発に関する事、(5)で選挙人名簿の調整に関する事、(6)で選挙人名簿の縦覧、閲覧に関する事、(7)で直接請求に関する事。

支所につきましては、(1)で各種選挙の管理執行及び国民審査に関する事、(2)で選挙啓発に関する事、(3)で選挙人名簿の縦覧、閲覧に関する事。

事務の概要につきましては、選挙管理委員会の事務の主なもの、各種選挙の管理執行で、国政選挙として衆議院議員選挙、参議院議員選挙、また地方選挙として県知事、県議会議員選挙、市長、市議会議員選挙、農業委員会委員選挙、久保白ダム土地改良区総代選挙、穂波土地改良区総代選挙、その他最高裁判官の国民審査を行っております。

以上で概要を終わります。

○ 監査事務局長

監査事務局長の池口隆典でございます。

続きまして、監査事務局の所管事務の概要について御説明申し上げます。所管事務調査資料の38ページをお願いいたします。

監査事務局の組織でございますけれども、監査委員の事務を補助する職員といたしまして、局長以下6名の職員が配置されております。

次に、2の所管事務事業の概要でございますが、監査事務を三つに区分いたしております。まず、(1)の監査に関することを定期監査以下11項目、次に(2)の検査に関することを例月現金出納検査、次に(3)の審査に関することを決算審査以下2項目に分けております。

また、それぞれの監査事務の執行に係る根拠法令名並びに監査の範囲等を記載いたしております。この監査事務の執行につきましては、年間監査計画により実施するものでございます。

ただいま述べました監査、検査及び審査のうち経常的に実施しているものを申し上げますと、(1)の監査に関することでは、1の定期監査、3の行政監査及び4の財政援助団体等監査でございます。(2)の検査に関することでは、例月現金出納検査でございます。(3)の審査に関することでは、1の決算審査、2の基金運用状況の審査を実施いたしております。

ただいま申しました以外の所管事務事業につきましては、本市の住民、関係機関等からの請求及び要求等があったときに行うものでございます。

なお、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で監査事務局の所管事務事業の概要についての説明を終わらせていただきます。

○ 会計課長

会計課長の上原でございます。

それでは、調査資料の39ページをお願いいたします。会計課の所管事務の概要について御説明いたします。

組織といたしましては、地方自治法第171条第6項の規定に基づき収入役に属する事務を処理するため、会計課が設置されております。本庁は会計課長及び会計係長以下7名、の中には臨時職員1名を含んでおります。計8名の体制であります。各支所には会計課の分室を配置しております。

次に、会計事務の主なものといたしましては、本庁関係では、現金の出納及び保管に関する事、有価証券の出納及び保管に関する事、支出負担行為の確認に関する事、決算に関する事などがあります。支所関係では、現金の出納及び保管に関する事、窓口払いに関する事などの仕事をしております。

以上で所管事務の説明を終わらせていただきます。

○ 企画調整部長

続きまして、企画調整部の所管事務につきまして御説明いたします。

また、もう一度お手元の総括資料をお願いいたします。総括資料の方をよろしく願いいたします。

1ページでございます。1ページの行政機構図でございます。企画調整部は、総合政策課、男女共同参画推進課、人権同和推進課、情報推進課、病院・老人ホーム対策室の4課1室で組織されております。

5ページをお願いいたします。事務分掌条例でございます。第1条の企画調整部で担当しております事務としましては、(1)から(4)までの事務をそれぞれとり行っております。

なお、それぞれの担当課の組織及び所管事務の概要につきましては、担当課長からそれぞれ説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 総合政策課長

資料は1ページからでございます。1番、総合政策課の組織につきまして、課長1名と企画

調整係に2名、うち1名は係長でございます。それに政策担当主査が3名の計6名体制の組織でございます。

なお、各支所につきましては、地域振興課地域振興係と連携をとっております。

2番目の所管事務の概要について主なものを説明いたします。

1番の新市建設計画につきまして、合併市町の一体性の速やかな確立、住民福祉の向上、均衡ある発展が図られるように配慮された新市建設計画であります。計画期間は平成18年度からの10年間、この計画は総合計画に引き継ぎます。

2番目でございます。産炭地振興につきまして、産炭地域振興臨時措置法が平成13年度をもって失効し、5年間の激変緩和措置も本年度が最終年度となっております。福岡県産炭地域新産業創造等基金等の活用により産業基盤整備を推進してまいりました。本市活性化のため炭鉱跡地の有効利用が重要であり、現状の実態把握等に努め、地権者の理解を深めて、跡地の産業振興に資する有利な、有効な利用に取り組んでいきたいというふうに考えております。

本日、別紙で炭鉱跡地の未利用用地の今時点での把握の図面を配布させていただき予定にしております。実態調査の折の参考にとりうに思っております。また、鯉田地区におきましては、三菱マテリアル株式会社との土地交換問題も解決し、鯉田地区の地域振興につなげたいと考えております。

3番目でございます。行政評価システムにつきまして、民間企業の目標管理システムを行政運営に取り入れるもので、行政活動を統一的な視点と手段により分析評価を行い、その結果を行政運営に反映させていくシステムでございます。平成18年度は職員研修等により理解を深め、19年度には試行を試みて、平成20年度からの導入に向けた取り組みを行いたいというふうに考えております。

4番目でございます。構造改革特区、特別区区域計画、俗に特区ということでございます。IT特区、教育特区のほか地域振興、地域活性化に有利な施策を推進するために、職員の理解や周知を図るとともに、さまざまな分野で特区活用の可能性を研究、またその実施に取り組むたいというふうに思っております。

5番目でございます。旧伊藤伝右衛門邸の保存活用につきまして、観光資源としても活用を図るために、保存活用検討委員会を平成17年12月に設立いたしまして検討を行っております。

6番目でございます。目尾地域振興基本計画につきまして、平成9年3月に策定されました目尾地域振興基本計画は、地元住民代表等を含め同検討委員会を設立し、計画見直し、変更等を行ってまいりました。平成17年度の見直しでございます。今後も検討委員会の報告を踏まえて、事業の推進に努めたいと思っております。

7番目でございます。ボランティア活動、NPO活動の支援につきまして、ボランティア活動、NPOの活動の総合窓口といたしまして、各種団体への情報収集や情報提供、今後とも各団体の育成とともに、ネットワーク化に努めたいというふうに思います。

8番目でございます。篠栗線、筑豊本線電化等につきまして、電化につきましては、平成13年10月に福北ゆたか線が開設し、輸送力の向上、時間の短縮等、筑豊地域振興の重要な要素となっております。また、JR九州篠栗線・筑豊本線整備連絡協議会を設立し、今以上の機能強化、利便性向上のための複線化の要望活動などを行っていきたくと思っております。

次、9番目でございます。人材育成事業につきまして、旧飯塚市では平成3年6月に人材育成基金を設置し、人材育成事業を行ってまいりました。新市におきましても、引き続き中学校、中学生、高校生の海外派遣事業及び人材育成を実施し、次世代を担う人材育成に努めたいと思っております。

10番、国際交流につきまして、旧飯塚市において、平成9年度に飯塚市国際交流実施計画を策定し、また平成17年度には市民団体により飯塚国際交流推進協議会を設立が

おります。官民共同の国際交流の推進に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、総合政策課の主なものを以上で終わりたいと思います。

○ 穎田支所長

穎田支所長です。担当課長に説明をさせます。よろしく申し上げます。

○ 穎田支所地域振興課長

穎田支所の伊妻でございます。

5ページをお願いいたします。支所関係でございますが、1番、地域まちづくり活性化に関することといたしまして、穎田支所におきましては、地域における個性あるまちづくりの掘り起こし、地域の活性化を推進し、地域の振興を図る。また、支所においては、支所独自の地域振興の推進を図る。旧穎田町での取り組みである住民自治を基本とするまちづくりシステムによる住民参加のまちづくり、コミュニティづくりを推進いたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 庄内支所長

続きまして、5ページで支所関係で、2番で個性ある地域づくり推進計画に関するということ、お手元にA4版で1枚資料を差し上げております。担当課長から説明をさせます。

○ 庄内支所地域振興課長

失礼いたします。庄内支所地域振興課酒見でございます。

支所関係、2番目、個性ある地域づくり推進計画に関するということについて御説明させていただきます。

旧庄内町での取り組みであります福岡県個性あふれる地域づくり推進事業によります、庄内町個性ある地域づくり推進計画を活用して、その事業を全市的なものとして関係各課と連携を図り、推進を図っていきたくと思っております。この推進事業につきましては、旧庄内町におきまして、平成16年から実施しておるものでございます。

以上でございます。

○ 男女共同参画推進課長

企画調整部男女共同参画推進課の所管事項について御説明いたします。所管事務調査資料の6ページをお願いいたします。

男女共同参画推進課は、課長以下職員4名、嘱託職員1名の合計5名で構成されております。次に、所管事務事業について御報告申し上げます。

1の男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものであり、本市の男女共同参画を推進するために基本となるものでございます。本年度策定に着手しまして、平成19年度を初年度といたしまして、平成28年度までの計画期間10年間の飯塚市男女共同参画計画の策定を予定しているところでございます。

次に、2の推進体制につきましては、総合的、効果的な男女共同参画の推進を図るため、市民代表による飯塚市男女共同参画推進委員会及び行政内部組織の協議会、推進体制を整備しているものでございます。市長の附属機関であります飯塚市男女共同参画推進委員会におきまして、男女共同参画計画の調査、審議、答申をいただき、またその進行管理をしていただくこととなります。

次に、3の男女共同参画に関する調査につきましては、本年度は先の計画の基礎資料とするための市民意識調査を実施させていただくもので、予算につきましては意識調査委託料について、18年度の本予算に計上させていただく予定でございます。

次に、4の情報収集及び広報につきましては、国、県、関係機関等からの情報につきまして、関係施設等で提供するとともに、随時市報による広報啓発を行っているところであります。ま

た、定例的に発行しております情報誌「サンクス」についても、関係機関に配布するとともに、隣組までの回覧など市民への情報提供と啓発に努めているところでございます。

次に、5から7が飯塚市飯塚のコミュニティーセンターの3階に設置されております男女共同参画推進センター「サンクス」で行う主な業務でございます。学習交流室など男女共同参画推進センター施設の利用許可等の業務、使用料の徴収等を行いますとともに、男女共同参画社会の実現のための具体的な活動の拠点として情報の提供、講座の開催と啓発事業や女性弁護士により法律相談等を行っております。

また、関係団体との交流、支援に関しましては、市民と連携、共同して男女共同参画のまちづくりを進めるため、活動団体をセンター登録団体として認定し、資料の提供、施設の利用と支援を行っているところでございます。

また、推進のための事業費補助金につきましては、合併前の1市4町でそれぞれ活動されておりましたグループ団体等が、新市誕生にあわせまして新たに発足いたしましたいづか女性ネットワークに交付しているところでございます。

以上、簡単でございますが、男女共同参画推進課の概要報告を終わらせていただきます。

○ 人権同和推進課長

企画調整部人権同和推進課の所管事項の概要について御説明いたします。所管事務調査資料の7ページをお願いいたします。

まず、組織であります。人権同和推進課は、課長以下職員4名、嘱託職員11名の合計15名で組織されております。また、各支所の地域振興課に人権同和推進係を配置しております。

所管事務事業の概要でございますが、(1)人権同和政策の総合企画及び調査に関することについては、地域改善に係る特別措置失効後の一般対策での必要施策の検討、実施の業務を行っております。

(2)人権同和対策事業に関することについては、同和地区に設置しています集会所37カ所、納骨堂30カ所の維持修繕の業務を行っております。

(3)関係団体との連絡調整に関することについては、人権同和問題解決の取り組みを行っている運動団体に対しまして、その運営及び活動資金を補助金として交付するとともに、行政と連携して人権同和問題の解決に取り組む必要から、運動団体との連絡調整の業務を行っております。

(4)人権啓発に関することにつきましては、人権同和問題解決の取り組みとして重要な啓発のための企画調整を、関係各課と連携をとりながら業務を行っております。

(5)同和会館及び人権啓発センターに関することについては、市内にあります同和会館2館、人権啓発センター2館の管理運営やそれぞれの館の隣保館事業の実施、それに伴います使用申請の許可事務、補助金申請業務等の業務を行っております。

(6)不良環境地区の改善事業に関することについては、市内20カ所の低環境地区集会所の維持修繕にかかわる業務を行っております。

(7)人権擁護委員に関することについては、人権擁護委員の推薦についての事務手続及び飯塚人権擁護委員協議会に対する補助金交付手続の業務を行っております。

(8)住宅新築改良資金に関することについては、現在返還中の方への納付書の発行及び収納管理、滞納者に対する督促、催告等の業務を行っております。

支所関係につきましては、各支所に地域振興課の中に人権同和推進係を配置しまして、支所業務のほか本庁業務との連絡調整を行っております。また、本庁男女共同参画推進課の業務の一部を行っております。

以上、簡単ですが、人権同和推進課に係ります所管事務の概要の説明を終わります。

○ 情報推進課長

資料の 8 ページ及び 9 ページをお願いいたします。

情報推進課は、情報管理係と情報広報係の 2 係で組織されております。

情報管理係の業務について御説明いたします。

まず一つ目の大きな業務は、行政内部機関業務の住民基本台帳システムや税システムなどの電算処理をホストコンピューターによる集中管理方式で行っております。また、合併時に本庁と総合支所や各出先機関との庁内 LAN を整備し、職員 1 人に 1 台の端末を配布して、それぞれの業務を行っております。

二つ目は、各課が導入している電算システムの開発支援や庁内 LAN を活用した事務の効率化を図るための技術支援を行っております。また、庁内に配置しております電子——設置しております電子計算組織運営委員会や情報化推進会議等での検討をもとに、電子自治体構築に向けた取り組みと庁内の情報化の推進を行っております。

情報管理係の三つ目の事務は、福岡電子自治体運営協議会についてですが、これは福岡県が県内市町村の電子自治体化を推進、支援することによって、行政運営の効率化と住民サービスの向上を実現することを目的に、平成 14 年 10 月 31 日に設立された組織でありまして、現在電子申請システムの構築に向けた検討が行われております。

次に、情報広報係の業務について説明いたします。

当係は、地域情報化の推進と広報いづかの編集、発行を主な業務としております。

地域情報化につきましては、次のような業務を行っております。新市発足時に 1 市 4 町それぞれで管理しておりましたホームページの情報を一元的に集めたホームページを開設いたしております。現在、市民に役立てていただける情報といたしまして、インターネットでは各課の行政情報や観光や祭りの情報を日々更新しておりますし、例規の検索と閲覧、議会会議録の提供を本年 6 月から提供する予定であります。また、平成 14 年度からは、携帯電話から行政情報が閲覧できるシステムを提供しております。

広報いづかにつきましては、毎月 1 日に発行することにしております。内容は、市の行事、年金、女性政策や福祉などの行政情報及び国や県の情報を掲載しております。広く市民の行政への理解と協力を得るよう心がけております。編集は、平成 8 年度からパソコンによる編集システムを導入して、効率的な発行に努めております。また、平成 13 年度からは、本市のホームページに広報のお知らせ記事と pdf 版を掲載して、行政情報の提供に努めております。

以上、情報推進課の所管事務の概要の説明を終わります。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

老人ホーム対策室につきまして御説明いたします。10 ページお願いいたします。

組織といたしましては、室長、主幹、主幹補の 3 人体制でございます。

(1) の所管事務事業の概要でございますが、病院・老人ホーム対策室の事務といたしましては、地域の医療と福祉の充実は、新市において重要な課題でありますことから、総合的な構想を策定することとしております。

次に、1 の筑豊労災病院の後医療につきましては、筑豊労災病院は 2008 年 3 月に廃止することが閣議決定されております。地元といたしましては、地域住民の健康と命を守る上で、地域医療機関として存続させるために、旧の 1 市 4 町の市長、町長及び飯塚市医師会会長の連名で、福岡大学の附属病院を誘致する要望書が提出されております。今後は、福岡大学からの回答をもって、労働者健康福祉機構、県、医師会との協議を進めていく必要がございます。

次に、2 の潁田病院の将来構想につきましては、潁田病院の地域医療としての存続において、老朽化の問題、また経営面の問題がございます。潁田病院と連携をとりながら病院事業の状況を調査し、経営面において安定的な運営が行えるよう、将来の潁田病院のあり方について、保健、福祉、医療の総合的な構想を策定することとしております。

次に、3 の養護老人ホーム愛生苑及び潁田志ら川荘の管理運営につきましては、養護老人

ホームが高齢者社会にとって重要な施設であることから、愛生苑の運営方針につきましては、飯塚広域市町村圏事務組合において協議を進めていただき、新市における養護老人ホームの施設の効率的な管理運営方法の検討を進めていくこととしております。

次に、4の特養養護老人ホーム筑穂桜の園の管理運営につきましては、17年4月に旧筑穂町で指定管理者制度が導入されております。引き続き飯塚市社会福祉協議会で現在運営されておりますが、飯塚市の穎田志ら川荘、また広域圏組合の愛生苑、そして指定管理者による筑穂桜の園といずれも飯塚市内にあり、今後は運営の方法について違いがありますことから、3施設の将来的な管理運営について一体的に検討を進めていくこととしております。

次の11ページをお願いいたします。各施設の概要を上げております。運営主体、次に施設の概要でございます。建築年月日、穎田病院、昭和40年6月、また穎田志ら川荘、昭和37年2月と建物は老朽化しております。

次に、診療科目でございますが、特に筑豊労災病院では廃止決定後、現在医師不足により神経科、脳神経外科、小児科、麻酔科が休診となっております。救命治療では整形外科、麻酔科が必要になっておりますことから、他の病院の方に治療を移すなど現状的には厳しい状況となっております。

次に、入所状況では、愛生苑が定員120名に対しまして80名、穎田志ら川荘が50名に対しまして33名で現在定員割れとなっております。

次に、職員の配置状況を上げております。

最後になりますが、収支状況でございます。筑穂桜の園以外は16年度決算を上げさせていただいております。特に筑豊労災病院につきましては、16年度に投資的経費といたしまして医療機器の購入等で2億円、防水工事などで5,400万円、合計2億5,400万円がかかっております。

次に、12ページから15ページにかけては、各施設の箇所図をつけております。

以上、簡単でございますが、所管事務事業の説明を終わります。

○ 総務部長

総務部の所管事務について説明をいたします。

お手元に配付されております所管事務調査資料の総括の1ページをお願いいたします。総務部につきましては、総務課、人事課、契約課、管財課、それに総務付職員の53名で構成されております。

4ページをお願いいたします。各支所の総務部関連の事務をとっておるところといたしましては、総務課の総務係、これが同じく事務をとっておるところでございます。

5ページをお願いいたします。総務の事務分掌でございますけれども、1番の市議会及び行政一般に関することから、9番目のその他他の所管に属さない事項に関するこの9項目、これについて事務の分掌をとっておる次第でございます。

事務の概要につきましては、お手元に配っております総務委員会所管事務調査資料の16ページから26ページまで掲げておりますけれども、これにつきましては各担当課長をしまして説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○ 総務課長

それでは、総務課の所管事項概要につきまして御説明いたします。所管事務調査資料の16ページをお願いいたします。総務課の組織につきましては、総務、文書統計及び法制の三つの係と市史編さん室で構成しており、職員は19名の配置となっております。なお、各支所につきましては、総務課総務係が同様の事務を所管しております。

続きまして、主な所管事務事業の概要であります。1、庁舎の維持管理につきましては、合併により本庁舎と四つの支所の庁舎の管理を行うことになりました。資料に記載のとおり、庄内支所及び本庁舎が建築後かなりの年数が経過しており、老朽化が進んでおります。必要に

応じ修繕、補修等を行い、維持管理に努めている現状であります。

2の消防団につきましては、合併によりまして5方面隊、28分団で構成する団員定数1,286名の飯塚市消防団として再編されました。また、消防施設の維持管理を行いながら、消防自動車を年次計画で更新するなど、消防水利等の整備に努めております。

3の防災に関しましては、水防法の規定によります水防計画書を毎年出水期までに作成しております。また、合併により災害対策基本法に基づく新たな地域防災計画を、平成18年度から平成19年度にかけて策定する予定であります。防災に関する施設整備につきましては、平成15年の7・19災害以降に河川監視カメラや水位計及び緊急通報設備等を設置しておりますが、平成18年度では移動系防災無線を全市的に整備する予定であります。

4、防災センターにつきましては、平成15年開館以来、災害時の拠点施設として、また防災意識の啓発を図るため、一般に広く開放しながら管理運営を行っているところでございます。

8の公平委員会につきましては、地方公共団体職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公務員法の規定により設置されました、3人の委員をもって構成される独立機関であります。その事務局を所管いたしております。

17ページをお願いいたします。6番目の固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法の規定に基づきまして、固定資産課税台帳に登載されました価格に関する不服申し立てを審査決定するもので、その事務局を所管いたしております。

7番目の情報公開につきましては、さきに施行いたしました飯塚市情報公開条例に基づき情報公開の運用を行っております。

なお、18ページに旧飯塚市の情報公開運用状況資料をつけておりますので、御参照ください。

8番目の指定統計についてであります。統計調査業務といたしまして、国が委託する指定統計調査及び承認統計調査を所掌いたしております。

9番目から11番目までにつきましては、法制係の所掌事務でありまして、条例規則その他例規類並びに重要な規約等の審査、市議会の招集、その他議会との連絡調整及び市議会に提案する事項の審査及び整理を行っております。

12番目ですが、他部下の所管に属さない事項につきましては、暴力追放生活安全推進住民会議及び生活安全推進協議会の事務局や各種関係団体への補助金交付などを行っております。

13番目です。市史編さんにつきましては、合併後の市史を平成21年度を目途に編さんするため、現在、各種資料の収集等を行っております。

続きまして、各支所の総務課総務係におきましては、本庁総務課と同様の事務のほか、資料に記載しております5番目の町内会に関する、8番目の有線放送に関することを所管しておりますが、この2項目につきましては、本庁では市民課が所管いたしております。

以上で簡単ではございますが、総務課の所管事項の概要説明を終わります。

○ 人事課長

人事課の所管事項の概要について御説明申し上げます。

まず、人事課の組織でございますが、課長以下課長補佐、秘書係が3名、人事担当1名、職員係7名、嘱託職員を1名含んでおります。それから、人材育成係が3名、合計16名の体制でございます。また、各支所でございますが、総務課の総務係が一部事務を分掌いたしております。

所管事務事業の概要でございますが、人事課の事務の主なものといたしましては、市長等の秘書に関する事並びに職員の任免、人材育成、給与の支給及び福利厚生に関することを所掌いたしております。

新市建設計画の基本方針に掲げます効率的な行財政基盤を持つまちづくりということで、行

財政改革が喫緊の課題となっておりますが、この分につきましては主管は行革の推進室が担任いたしますが、それに参画いたしまして組織機構の見直しに連動し、定員の適正管理に取り組むことを予定いたしております。

また、この計画の推進のためには、少数精鋭で組織を運営し、組織を活性化させる必要があるということでございますので、そのための職員研修のかなめといたしまして、人材育成基本計画の策定に着手いたしますとともに、管理職におきましては、新市においてリーダーシップを十分に発揮できるようマネジメント管理能力の公表に向けました研修を予定しております。また、目標管理、業績管理、能力評価等を含めました人材、人事評価制度の本格導入に向けました研修を予定しております。平成18年度におきましては、係長以上での施行を予定をいたしております。

続きまして、各係の主な事務の分掌でございます。秘書係が秘書に関すること、市長会に関すること、人事担当が職員の任免、服務に関すること、それから職員の勤務条件に関すること、職員係が職員の給与に関すること、職員の福利厚生、健康管理に関すること、また労働安全衛生も担任いたしております。人材育成係が職員の研修に関すること、人事評価に関すること、または政務調査費も担任いたしております。秘書関係でございますが、総務係が職員の給与及び福利厚生の連絡調整という事務を分掌いたしております。

以上、簡単でございますが、人事課の所管事項の概要説明を終わらせていただきます。

○ 契約課長

契約課の所管事項の概要について御説明いたします。資料の22ページをお願いします。契約課の組織でございますが、工事契約係と物品契約係の2係で構成され、課長以下11名で事務の執行をいたしております。

3の(1)の工事契約係の主な事務内容につきましては、競争入札参加者の資格審査に関すること、1件130万円以上の工事の業者選考、入札及び契約に関すること、同じく1件50万円以上の建設コンサルタント委託業務の業者選考、入札及び契約に関することなどがございます。

次に、(2)の物品契約係の主な事務の内容につきましては、競争入札参加者の資格審査に関すること、1件50万円以上の役務委託の業者選考、入札及び契約に関すること、同じく1件10万円以上の物品購入の業者選考、入札及び契約に関すること、備品の管理及び不用物品の処分等が主な事務の内容でございます。

なお、契約事務につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、入札、契約、情報の公表などにより透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除等に努めております。

以上、簡単でございますが、説明終わります。

○ 管財課長

管財課の所管事項の概要について説明をいたします。23ページをお願いいたします。

管財課の組織でございますが、管財課管財係1系の合計11名にて所管事務を行っております。

その事務の主な内容でございますが、1番の市有財産の総括に関するところで、市有財産の取得処分、評価貸付及び移動に関する調整及び指導を行っております。それから、公共嘱託登記事務、災害保険等の総括管理を行っております。

2番の市有林に関するところで、市有林普通財産につきましては、環境保全として管理を行っております。

3番の庁用自動車の集中管理に関するところで、公用車の効率的な運行管理及び車両管理費の節減に努めながら集中管理業務を行っております。

支所につきましては、総務課総務係で1番の市有財産の申請受付事務及び連絡調整に関する

こと、2番の庁用自動車の支所における集中管理車両の配車及び連絡調整を行っております。

なお、次の24ページ並びに25ページにおきまして、主要普通財産の一覧表を添付いたしております。面積につきましては300平方メートル以上で、現在貸し付け等により活用している以外の物件を掲載させていただいております。全体で53件、約56万平方メートルとなっております。内容につきましては省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 財務部長

財務部の概要について説明いたします。所管事務調査資料の総括1ページをお願いいたします。

この行政機構の中で財務部は財政課、行財政改革推進室、課税課、納税管理課、3課1室からなっております。総勢53名でございます。

なお、部の事務分掌につきましては、同じ資料の5ページの財務部(1)から(4)まで、なお、この財務部に関しますおのおのの所管につきましては、9ページから10ページにかけて掲げておりますけれども、その内容につきましては、内容及びその事務概要につきましては、総務委員会の所管事務調査資料の26ページから36ページに掲げておりますので、おのおのの所管課長等から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○ 財政課長

財政課の所管事務の概要について説明させていただきます。資料の26ページをお願いいたします。

組織といたしましては1課1係で、担当職員を含めまして10人体制であります。

概要に記載いたしております(1)予算の編成につきましては、通常3月の定例市議会で審査を行っていただきます当初予算、その他の市議会で審議していただきます補正予算を必要に応じて編成いたしております。

2番目の決算統計事務につきましては、全国統一いたしました様式により県を通じて総務省に決算状況を報告しておりますが、総務省が集計した後に全国平均や類似団体の数値が示されますので、財政運営の参考となっております。

なお、平成17年度の決算につきましては、本市の場合、3月26日の合併に伴いまして、3月25日に打ち切り決算となっておりますので、旧1市4町それぞれの3月25日までの決算と新市の6日分の決算書ができることとなりますが、決算統計上は新市での決算として六つの決算額を合わせた計数により報告することになります。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税とがございますが、年間を通じまして基礎数値の調査を行いまして、普通交付税は7月、特別交付税は3月に決定されます。

なお、合併団体の普通交付税につきましては、合併算定外の措置がとられますので、旧団体ごとの算定と新団体での算定、都合6団体での算定を15年間行っていかなければなりません。そのほか財政状況、市債の借入れ、基金の総括管理、その他各種財政統計の調査報告などを行っております。

次に、27ページから31ページにかけては、平成16年度の決算状況などの資料を提出させていただいております。16年度の決算につきましては、それぞれの議会におきまして報告いたし、承認いただいているところでございますが、新市の財政状況などについて御確認していただく意味から、資料として提出させていただいておりますので、説明させていただきます。

まず、27ページの平成16年度決算状況でございますが、これは先ほど申しましたように、平成16年度の1市4町の普通会計の決算を項目ごとに合計したものでございます。指数等につきましても、基礎数値を合計して試算いたしております。

歳入合計では、表の中ごろでございますが、歳入合計は576億2,800万円、その横の

横ですが、そのうち経常的に収入が見込め、使い道が限定されていない経常一般財源は276億7,500万円でございます。下の方の歳出合計は561億1,600万円、性質別の人件費、扶助費、公債費を合わせました義務的経費は285億8,900万円と構成比で50.9%となっております。

財政の状況を示します指数の経常収支比率でございますが、下の方ですが、経常的に収入が見込める一般財源のうち、どれくらい経常的に支出する経費に充当したかを示す計数でございますが、新市では98.6%、財政力指数は右の方でございますが、0.49、そして20%を超えると起債の借り入れが制限されます起債制限比率は10.7となっております。

次のページお願いいたします。この類似団体比較カードは、1市4町の決算を合計し、一つの団体と想定し、類似団体と比較したものでございます。この類似団体は全国の自治体を人口規模、産業構造の類似した団体ごとに区分し、平均値を算出したものであります。身近な尺度として活用されております。新市の想定類型は、人口13万から23万、産業構造は2次、3次が95%以上、なおかつ3次産業が65%以上の団体に区分されます。

1人当たりの収入の状況を見ても、地方税は新市9万3,146円、これに対し類似団体は12万8,705円と3万5,000円ほど少なくなっております。反対に地方交付税は、新市は10万3,435円に対し、類似団体は2万5,988円と7万7,000円ほど多くなっております。これに国庫支出金、都道府県支出金、地方債も類似団体と比較して多くなっており、国、県などの依存財源に頼った収入構造になっております。構成比を見ましても、地方税の新市は21.8、類似団体は43.7、地方交付税の新市は24.2に対し、類似団体は8.8%というようになっております。

また、歳出の方を見ても、人口1人当たり性質別歳出の状況は、合計いたしますと新市が41万6,903円に対し、類似団体は28万7,770円と12万9,000円ほど多くなっております。要因といたしましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費や補助費等の一部事務組合負担金、普通建設事業、失業対策事業が多くなっております。扶助費につきましては、平成18年度、合併以降ですが、旧4町分の生活保護分が加算されます。これは30数億円見込まれますが、この分がさらに多くなってまいります。この扶助費、失業対策事業費の増につきましては、本市の地域特性を示しているものと言えます。

右下の経常収支比率は、本市、先ほど申しましたように98.6%に対し、類似団体は92.1%、財政力指数は本市の0.49に対し、類似団体は0.83となっており、類似団体と比較いたしまして財政力が弱く、弾力性に欠けている財政状況になっております。

次のページをお願いいたします。この市町村財政比較分析表につきましては、総務省が平成16年度決算の数値を類似団体と比較し、分析しやすいように様式を示したもので、総務省のホームページにも、全国の自治体ごとの分析表が既に掲載されております。

ここに示しております分析表は、先ほど説明いたしました類似団体比較カードなどにより数値を引用いたしまして、新市の分析表を作成いたしましたものでございます。6項目に分かれておりますが、財政力、財政構造の弾力性、公債費負担、それと将来負担の健全度、給与水準の適正度、定員管理の適正度でございますが、この中で最大値、平均値、最小値、類似団体の順位、全国市町村の平均値、福岡県の平均値を記載いたしております。この中で本市の場合、給与水準の適正度を除き、他の項目につきましては、いずれも下位に位置しており、行革の取り組みが必要となっております。

次のページお願いいたします。旧1市4町の財政状況などの平成10年から16年度までの推移を示したものです。主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、標準財政規模ですが、これは標準的な一般財源を示したもので、税、譲与税、普通交付税などを合計したもので、平成12年度は約316億あったものが、平成16年度には277億と39億円減少いたしております。一般財源、すなわち自由に使える財源が減少して

いることを示しております。

次の財政力指数ですが、これは1に近いほど財政力があり、1を超えると普通交付税の交付を受けない団体となります。本市の場合、平成13年度の0.45から16年度の0.49と若干向上し、好転しているような数字になっておりますが、これは国の施策の中で交付税の一部を赤字地方債に移しかえたことなどによるもので、財政力が向上したということではありません。

次に、経常一般財源等（A）で示しておりますが、これは経常的に収入が見込める一般財源等を合計したもので、標準財政規模に近い数字であります。先ほどの数字に赤字地方債などを含めたものでございます。平成13年度の約317億から16年度は301億と16億円減少いたしておりますが、主な要因といたしましては、交付税の減少によるものでございます。

次の経常経費充当一般財源（B）と表示しておりますが、人件費、扶助費、公債費、物件費などの経常的に支出する経費のうち、一般財源で賄わなければならない額を合計したものでございます。11年度の269億から16年度は297億と28億円増加いたしております。主な要因は扶助費、繰り出し金、公債費の増によるものでございます。

次の欄は、投資余力と表現いたしておりますが、これはAからBを差し引いたもので、投資的経費を含めました臨時的経費に充てることのできる財源を示しており、11年度の46億円から順次減少いたしまして、16年度は4億円となっております。現在17年度、18年度にかかっておりますが、この傾向はさらに強くなっております。通年、投資的経費、近年の平均、約120億の投資的経費を行っておりますが、これに対して一般財源は約30億を必要といたしております。この辺も今までは基金の取り崩しなどで対応してきたという状況になってきております。

次の経常収支比率でございますが、これは財政の弾力性を示すもので、経常経費充当一般財源を経常一般財源などで割ったものです。100に近くなるほど弾力性が失われ、臨時的な経費に充てることができなくなることを示しております。平成11年度、85.5%から16年度は98.6%と上昇いたしております。

次のページお願いいたします。地方税積立金、地方債の残高を記載いたしております。積立金は減少し、地方債は増加いたしております。

以上、資料の説明を終わらせていただきますが、合併によります一般財源の増、必要額の増と、また三位一体改革の影響などを受けまして、非常に厳しい状況になっておりますので、新市建設計画にも示しておりますように、ゼロベースからの事業の見直しなどによりまして、早急に行政のスリム化に取りかからなければならない状況となっております。

説明終わらせていただきます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革推進室の所管事務の概要について御説明いたします。資料の36ページをお願いいたします。

行財政改革推進室の組織でございますが、行財政改革推進室長以下5名の職員で事務をとり行っております。

次に、所管事務事業の概要でございますが、まず1点目といたしまして、行財政改革の推進、事務改善に関することでございます。合併協議会で了承とされました合併協定項目40項目及び事務事業引継書1,332項目並びに新市建設計画を踏まえた中におきまして、新市の行財政改革大綱、大綱に基づく実施計画を含みますが、これを策定する必要がございます。

また、平成17年3月に総務省が策定いたしました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を踏まえ策定いたします行財政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するために集中改革プランを策定する必要がございます。

なお、この集中改革プランにつきましては、平成17年度を起点として、おおむね平成

21年度までの5年間の具体的な取り組みについて策定し、住民に公表することになっておりますが、本市の場合、合併を控えていた関係で策定はいたしておりませんので、今年度じゅうに策定し、住民に公表する予定でございます。

次に、合併に係る未調整事項に関することでございますが、合併協議会において事務事業の協議調整が完了していない、新市において調整する、新市において新たに制定するなどの未調整事項や暫定措置として一定期間継続している事業など、例えば平成18年度は現行どおりとし、平成19年度以降については18年度中に調整を行うとか、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整するなどとなっています事務事業でございますが、それぞれの担当部署と連携を図りながら協議調整を行っていくことになっております。

また、組織及び事務能率につきましても、行財政改革及び事務改善を推進していく中におきまして、行政組織機構の見直しや、効果的かつ効率的な行政事務を進めるために、事務能率向上のための見直しを行う必要がございますので、関係各課と連携を図りながら事務を進めていくこととなります。

以上、簡単でございますが、行財政改革推進室の所管事務の概要についての説明を終わります。

○ 課税課長

お手元の調査資料の32ページをお願いいたします。所管事項の概要の御説明をいたします。組織といたしましては、1課3係、職員数22名で構成しております。関連係といたしまして、各総合支所に総務課に税務係を組織しております。

続きまして、各係の所管事務につきまして、簡単に御説明いたします。

最初に税制係であります。1項目め、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。2点目で、税全般における調査研究に関すること。3点目、法人市民税、軽自動車税、たばこ税等諸税の賦課に関することを行っております。

次に、市民税係でございます。1点目、個人市民税の申告受け付けに関すること、2点目、個人市民税の賦課に関することを行っております。

最後に、固定資産税でございますけれども、主な業務といたしまして、土地家屋償却資産の賦課に関することを行っております。

なお、35ページに旧1市4町の平成12年度から17年度までの税目ごとの調定額の集計表をおつけしております。

以上でございます。

○ 納税管理課長

納税管理課の所管事項の概要について御説明をいたします。調査資料の33ページをお願いいたします。

まず、1の納税管理課の組織でございます。1課2係で、納税管理課長1名、課長補佐兼納税係長兼務1名、管理係3名、納税係11名の計16名でございます。

次に、2の所管事務事業の概要でございます。主な仕事の内容は、市税及び国民健康保険税の徴収、それと税証明の発行でございます。事務内容については、(1)に本庁の管理係の事務を、(2)に本庁の納税係の事務を、最後に支所の納税管理係の事務を掲載いたしております。

なお、資料として34ページに国民健康保険税の徴収実績調べ、35ページに市税の徴収実績調べを添付いたしております。

なお、平成17年度につきましては見込みでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

所管事務について説明の漏れはありますか、各部、ありませんか。——ないようですね。

では、説明が終わりましたので、まず、選挙管理委員会について質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上です。

委員長、初めに齊藤市長の欠席について御報告がありました、欠席理由は公務ということなのですが、この事情は総務委員会委員長として市長に出席を求めたけれども、市長が総務委員会に優先すべき公務があるために、こちらを欠席するということだと思うわけですが、市長からはどういう公務か、その内容は連絡がっておりますでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:29

再 開 11:37

○ 委員長

委員会を再開いたします。

先ほどの川上委員からの市長の出席の問題であります、本日の公務は国との協議のため福岡市出張ということであり、急遽決まったということでありまして、市長の方から委員長の方にその旨の報告、連絡等はあっておりませんが、今確認しましたら先ほど言ったとおりでございます。

今後の委員会運営につきましては、委員長といたしましては、市長の出席を求めてまいります。また、きちっと公務等が入ったら、担当係よりその旨の連絡をきちっと入れさせるようにいたしますので、御了承願います。

○ 川上委員

それでは、総務委員会、市長の出席を求めるということですね。総務委員会の所管は、企画調整部、総務部、財政部、選挙管理委員会、監査事務局、会計課ということで、合併後初代市長となった齊藤市長の市政運営にとって非常に大きなウエートを持つセクションであろうと思うわけです。

そこで、個別の事案に入る前に伺っておきたいことがあります。市民全体に配布された暮らしの便利帳、これですね。これにこの表紙に「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち—産業・学術・文化・人権・自然の共生都市をめざして—」という言葉があります。この言葉は、新しい飯塚市づくりの理念、このように位置づけてあると受けとめてもよろしいでしょうか。どなたが答弁されますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:40

○ 川上委員

この言葉は、もともと飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・穎田町合併協議会による新市建設計画の表紙にもあるものなんです。この言葉の意味するものについての評価、いろいろ問題はあるかもしれませんが、少なくとも憲法が規定する地方自治に基づこうとする意図はわかるわけです。

ところで、齊藤市長は当選を決めた翌々日、つまり4月25日の朝、市幹部職員を一堂に集

めて訓辞を行っています。その中で次のように言われておるんですね。「私は、かねてより自治体は一つの会社として考えておりますが、株式会社飯塚市の創業に当たり、皆さんには従来の慣習や固定観念にとらわれることなく、株主である13万市民の皆様の負託にこたえ、英知を持って新たな市民サービスを生み出すとともに、市民との共同のまちづくりを念頭に置き、市民の奉仕者たらん行政マンとして、その能力を遺憾なく発揮していただきたいと考えております」、こういうことになってるわけです。

しかし、そもそも株式会社というのは、企業利益を追求することが第1の目的であります。これに対して地方自治の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにあるわけですね。これ以上憲法第8章だとか92条だとか、地方自治法1条の2項、もう引用しませんけれども、つまり齊藤市長の株式会社飯塚市、市民は株式だというような発想は、憲法と地方自治法が規定する地方自治の理念をゆがめかねない。こういう危うさを持っていると言わざるを得ません。

そこで、先ほども紹介しました「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけた いまち」、このことも大事なスローガンだろうとも思うわけですが、私日本共産党は、そのためにも当面三つの観点が重要だろうと思うわけです。その第1は、清潔で透明かつ公正な市政運営、第2に、税金のむだ遣いを許さず、暮らしを充実させる市政運営、第3に、これらの仕事を住民が主役で進める市政運営、この三つの点が今スタートに当たって重要であると思うわけです。

この立場から、以下個別事案の質問に進みたいと思います。まず、選挙管理委員会についてです。全国的に投票率の低下が深刻になっており、投票率の向上を図りたいという、こういう説明でございます。市民への呼びかけとともに、例えば南横田公民館や西新町公民館、穂波西中学校などハード面で改善を図るべきものがあるというふうに思うわけですね。投票所における駐車場の確保、バリアフリーの一層の推進、求められると思いますが、今後検討する予定がありますか、お尋ねいたします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:44

再 開 11:45

○ 選挙管理委員会事務局長

投票所の設置につきましては、市内49カ所あります。旧飯塚に24カ所、穂波で9カ所、筑穂で6カ所、庄内で4カ所、穎田で6カ所の計49カ所でございます。この投票所につきましては、地域の公民館、また学校施設、公共施設を投票所に指定いたしております。その中で先ほど言われましたように、駐車場がないとか少ないとかいうお話ですが、私も49カ所全部把握しておりませんが、各町内会長さん、学校施設室長さんの――何ていいますか、施設の管理上の問題もありますので、そういう施設の管理者と今後協議をいたしまして、検討課題とさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○ 川上委員

私が今例示した3カ所などは、すぐ改善ができるかどうかわかりません。でも、現地に行って実情見てください。今度の選挙はいつになるかわかりませんが、早急に改善するべきだろうと思うわけですね。

次に、飯塚市明るい選挙推進協議会や飯塚市政治学級とも連携をとり、投票率高めるために啓発を進めるというふうに資料に書いてあるんですが、こういったことを含めて、全体的に投票率アップのために、どういうことを行う予定ですか、お尋ねします。

○ **選挙管理委員会事務局長**

民主主義の基盤である選挙が行われるに当たりましては、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持つことが第一であると考えております。主権者としての自覚と豊かな政治常識などを身につけるためにも、国民一人一人が政治に関心を持ち、例えば今回の飯塚市市長選挙におきましては、新しい市のリーダーを選ぶ選挙でありますので、その点につきましては、入場券が、入場整理券が来たときから自分の意思をはっきりと示す、あると思いますので、国民一人一人、住民一人一人が強い政治に関心を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、学校においても学校、また社会教育においても、そういう政治に対しての関心を向けてもらうような教育をお願いしたいと思っています。また、各種団体等においても連携をしながら、投票率のアップに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○ **川上委員**

抜本策はないということですね。それで続けて、資料にあります久保白ダム土地改良区総代選挙及び穂波土地改良区総代選挙というのは、どのように実施されておるのかお尋ねいたします。

○ **選挙管理委員会事務局長**

久保白ダム土地改良区選挙につきましては、久保白ダム土地改良区定款の第8条によりまして、総代の定数は40人とし、選挙区及び選挙区において選挙すべき定数、第1区、飯塚市が、旧飯塚市が19人、第2区、穂波町が18人、第3区、桂川町が3人で、選挙人と名簿登録数、大体1,270名程度で40名を選挙いたしております。過去において、以前から無投票が続いております。

以上でございます。

○ **委員長**

事務局長、もう一つ、穂波土地改良区総代選挙については。

○ **選挙管理委員会事務局長**

穂波土地改良区につきましては、穂波土地改良区定款第8条によりまして、総代の定数42人とし、選挙区及び選挙区域において選挙すべき総代の定数は次のとおりでございます。第1区、安恒、久保白、見田、13名、13人、第2区、津原、舍利蔵、15人、第3区、高田、本谷、14人の42名でございます。選挙人につきましては283名でございます。

以上でございます。

○ **川上委員**

穂波土地改良区総代選挙の選挙の状況はどんなですか、特に投票率。

○ **選挙管理委員会事務局長**

選挙管理委員会事務局長です。無投票でございます。

○ **委員長**

よろしいですか、川上委員。

○ **川上委員**

はい。

○ **委員長**

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないようですので、次に監査事務局について質疑を許します。質疑ありませんか。

○ **川上委員**

監査事務局について伺います。

提出資料の38ページに監査に関すること、検査に関すること、審査に関すること、この三つの事項が上げてあります。事務局の体制は、事務局が1人、書記が5人となっています。私、先ほど新しい飯塚市のスタートに当たって、三つの点が大事だと思うというふうに言ったんですが、そのうちの1番、清潔で透明かつ公正な市政運営を行う上で、この監査事務局というのは重要な役割を果たすところだろうと思うんですけども、その体制は今申しました体制で十分かどうか気にかかるわけです。

例えば監査に関することについては、11項目が上げられております。合併前の各自治体ごとに体制と実施状況、伺いたいと思います。

○ **監査事務局長**

監査事務局長でございます。平成17年度の定期監査につきましては、総務部以下4局の定期監査を行っております。それと、各種委員会監査につきましては、議会事務局以下4局の監査を行っております。財政援助団体監査につきましては、教育文化事業団、以下4団体の財政援助団体の監査を行っております。

以上でございます。

○ **川上委員**

財政援助団体等監査、教育振興文化財団——事業団ほか4団体、含む4団体——後でちょっと教えてください——を監査したということなんですけれども、それ以外の財政援助団体、対象がありませんか、お尋ねします。

○ **監査事務局長**

本市の方の財政援助団体、対象の監査団体といたしまして、教育文化事業団、学校給食会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、部落解放同盟市協、研究開発機構、久保白ダム改良区、ソフトウェアセンター、飯塚観光協会、以上が財政援助団体の名称でございます。

○ **川上委員**

今、何団体になりましたか、ちょっとお願いします。

○ **監査事務局長**

9団体でございます。

○ **川上委員**

そうすると先ほどの答弁との関係でいうと、対象9団体のうち4団体について監査を行ったということですか、確認します。

○ **監査事務局長**

17年度に4団体行ったということでございます。

○ **川上委員**

ということは残る5団体、部落解放同盟含めて残る5団体はしていないということになりますか、理由は、お尋ねします。

○ **監査事務局長**

隔年置きに団体をやっておりますので、17年度やったのが今の教育文化事業団、学校給食会、ソフトウェアセンター、飯塚観光協会でございます。それ以前の16年、15年、14年、13年、過去5年のデータ持ってきておりますけれども、それにはただいま申しあげました部落解放同盟も16年度にやっております。

○ **川上委員**

隔年置きに監査を行うというのは、どこで決まってるんですか。

○ **監査事務局長**

これ年間の監査計画策定の中で、こういったふうに隔年でやっていくということで、監査計画の中で上げております。

○ 川上委員

いろんな事情もあるんでしょうけど、財政援助は2年に一遍出したりはしないですよ。毎年出して決算していくわけですよ。それで、なぜ監査が毎年できないかという、体制のことが一つあるだろうと思うんですね。膨大な事務量大と思うんですが、ただ部落解放同盟含めて5団体を監査できないことはないと思うんですよ。だから、監査実施計画というのをつくるのであれば、その中にこのくらいの数の分については毎年やるというふうにできませんか。そして、それにスタッフが足りないということであれば、新市長にも言ってスタッフふやしていただくということをお願いしたいんですが、いかがですか。

○ 監査事務局長

この件につきましては、現在新監査委員さんが選任されておりませんので、ただいま申し上げましたように、新監査委員さんとの年間監査計画の話の中で協議していきたいと思えます。

○ 川上委員

今申しましたように、冒頭申しましたように、新しい市ができた。それで、くどいですがけれども、このようなスローガンも出しておる。これ実施する、実現する上では清潔で透明かつ公正な市政運営、第一級の課題です。その大きい仕事は行政もしなければならぬし、議会もしなければならぬわけですが、監査の仕事は非常に大きいと思うので、ぜひその方向で、私が申しましたような方向でやっていただきたいと思うわけです。

続けてよろしいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）スタッフの体制の中で――失礼しました。監査結果は、議会にはどのように報告されますか。11項目ありますから、議会の報告の仕方はまた違うと思うんですが、どういうことになってますかお尋ねします。

○ 監査事務局長

ただいまお手元に差し上げております所管事務の概要につきまして、定期監査以下監査で申し上げますと11項目あります、検査で1項目、審査で2項目ありますけれども、それぞれに定期監査でありますと結果報告先というのが決まっています。随時監査、行政監査、それぞれに監査結果の報告先というのが決まっております。

○ 委員長

それ具体的に言った方がいいよ。議会に対してはどういう報告するんですかと言っておる。暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:01

○ 委員長

委員会を再開いたします。

答弁を求めます。

○ 監査事務局長

大変申しわけございませんでした。質問の監査委員が行います監査の報告につきまして、監査結果につきましては、議会及び市長等に対しまして、書面をもって報告いたしております。

○ 川上委員

市長及び議会に書面を持って報告ということなんですが、監査に関することの11項目、これについてすべて報告してありますか。

○ 監査事務局長

議会に対しまして結果報告をいたしておりますのは、1の定期監査、2の随時監査、3の行政監査、4の財政援助団体等監査でございます。それと、直接請求による監査、6の住民監査請求による監査、7の議会の要求による監査、9の市長の要求による監査、10の公金の収納

または支払い事務の監査、11の請願の措置としての監査、検査で申し上げますと例月現金出納検査。

以上でございます。

○ 川上委員

それで、例えば監査に関することの5に、直接請求による監査というのがあるんですけども、この監査結果などは監査事務局から市議会議長あてに文書送付がなされて、議会の報告等されてると思うんですよ。それはそれなりの理由があるんでしょうけども、議員全員に文書が届くようにできないものかと思います。これは検討を要望しておきたいと思います。

それで次に、今議会についての報告について伺いましたが、市民全体に対してはどのように公表しておるのかお尋ねします。

○ 監査事務局長

市民に対します監査の公表につきましてでございますけども、市報にその結果を掲載することによりまして周知を図っております。例年ですと市報いづか、監査公表と題しまして4月1日号に掲載してまいっておりましたけども、平成17年度分につきましては合併等がございましたので、飯塚市の分につきましては、最終号となりました3月15日号に掲載をいたしましたものでございます。

○ 川上委員

市報ということですが、ホームページとかにはどういうふうになりますか。

○ 監査事務局長

現在、ホームページでは監査結果の公表は掲載いたしておりません。今後検討してまいりたいと思います。

○ 委員長

川上委員、いいですか。ほかに監査事務局について質疑ありませんか。

(な し)

ないようですから、次に会計課について質疑を許します。会計課について質疑はありませんか。

○ 川上委員

会計課について伺います。

会計課長1名、会計係7名のスタッフということですが。課長に対して指揮を行うのは、どなたになりますか、お尋ねします。

○ 会計課長

収入役でございます。

○ 川上委員

課長にお聞きするのもどうかと思いますが、収入役のこのセクションに対する役割というのは、どういう役割になりますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:05

再 開 13:06

委員会を再開いたします。

○ 会計課長

ただいまの御質問に対してでございますけれども、地方自治法の第171条第6項の規定に基づいて、収入役に属する事務が定められております。その事務について、事務を執行しておるといふことでございます。

○ 川上委員

他の自治体において収入役を置かないところがふえてますね。収入役を置かない場合は、会計課はだれの指示を受けて仕事することになりますか。困りませんか。お尋ねします。

○ 会計課長

ただいまは会計課長をして収入役職務代理者ということで事務の執行いたしております。ただ先ほど委員さんがお尋ねになりました件は、一部の市あたりで助役が事務兼掌をされるようなところも出てきておりますので、そういったことを踏まえてお尋ねのことであれば、私の回答はちょっと違っておると思います。

○ 川上委員

収入役はおられなくても、余り困らないというふうに受けとめていいですか。

○ 会計課長

いえ、私どもは収入役はおられなくて困らないとか、必要ないとかいう意味では考えておりません。

○ 川上委員

質問続けます。歳入歳出決算書についてです。

資料にこれは会計課の仕事というふうに書いてあります。税金のむだ遣いをしない。市民にわかりやすく説明し、そのチェックも受けるという立場が大事だと思うわけですが、いろいろな工夫があろうと思いますけれども、特に決算書そのものについては、備考欄を充実するなど、もっと市民にわかりやすくする努力が必要だと思うわけです。会計課の方で何かお考えがありますか。

○ 会計課長

今委員さんお尋ねの件につきましては、特段考えておりません。

○ 川上委員

それでは、要望しておきます。予算書についても、市民が家庭でこたつの――暑いですからこたつは避けますが、お茶の間で市の予算書、広げて読んで大体見当がつくというようなものにする必要があると思うんですね。住民が主役の市政をつくるという点でいうと。このことは決算書についても同じだと思います。議員が見てもよくわからないという場合も多々あるわけですが、市民が見て大方のところはわかるというような決算書にしてもらいたいと思うわけです。これは要望にしておきたいと思います。

○ 委員長

ほかに会計課について質疑がある方、いらっしゃいませんか。（なし）

会計課について質疑はないようですから、次に企画調整部についての質疑を許します。

その前に企画調整部の方から先ほど説明がございましたけれど、資料として未利用炭鉱跡地跡の位置図が配付されておりますので御確認ください。

では、企画調整部について質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 渡邊委員

1ページに炭鉱跡地の有効利用の点に触れられております。全く御指摘のとおりであろうと思うわけであります。そこで、炭鉱跡地の分布状態ですね。それから、面積、これをお尋ねしようと思いましたが、丁寧にもこれいただいております。これはこれとして積極的姿勢には理解をいたします。

御承知のように、合併協議会調停委員会の委員会でも審議されて、それからここにあります新市建設計画にも、炭鉱跡地の開発については指摘をされております。その結果が政策課の提

言と、こう思うわけであります。

私は、戦後の傾斜生産方式、非常に手厚い増産のための国の施策が行われました。その後、今度は斜陽化による合理化、これによるまたいわゆる石炭六法という名のもとに、特に閉山につきましては、あるところでは職員の退職金、給与まで国が面倒見る。また、無資力によって鉱害は政府が負担する、そういう実態があるわけです。

しかしながら、今随分御苦勞されておると思いますが、炭鉱跡地の問題につきましては、大手と言われる三菱とか三井、三井、三菱、住友、古河、それから地元では日鉄二瀬がありましたが、これらの会社にそれぞれ温度差があると思います。これは折衝されておる方は、十分御案内のとおりだと思います。公的資金を受けながら、そしてそれを地域に対して還元といいますか、地域に協力しないというのは、これはいかに私企業といえど、疑問のあるところじゃないかと思うわけであります。私は、そのことを青臭いような論法はいたしませんけれども、そういう過去の経緯、実態というのを踏まえて、企業は格別の協力をすべきではないかと、こう思います。

そこで、炭鉱跡地の有効利用は、特に飯塚中心部を除く地域におきましては、開発の大きなめになるわけであります。そういうことを十分認識の上で、今後格段の努力をしてもらいたいということを要望しておきます。

次の伊藤伝右衛門のどこ、ようございますか。

○ 委員長

その分については答弁は要りませんね、要望ですね。引き続きどうぞ。

○ 渡邊委員

要りません。いただけてますから。これがなかったらするんじゃないですけど、時間がなくなりました。

○ 委員長

どうぞ。引き続きどうぞ。

○ 渡邊委員

いいですね。3ページです。旧伊藤伝右衛門宅の開発について出されておりますが、これによりますと新市活性化のため観光資源の一つとして保存活用することが必要であり、保存活用検討委員会を平成17年12月に設置すると、こうあります。これは御案内のように、岡山県の倉敷ですね。倉敷はあそこの大原さんという方が、百年の大計で今日の開発をなし、観光立地を成功しとるわけであります。最たるものが大原美術館であります。

これには及ばないにいたしましても、ただ伊藤伝右衛門さんの旧宅を保存してというだけじゃなくて、御案内のように伊藤伝右衛門さんは、炭鉱に大きなかかわりがあります。一つの伝記があります。だとすれば炭鉱資料館的なものを併用したらどうかという気持ちがあるわけですが、そういう点、検討委員会で検討されたことがあるのかなのか、お尋ねします。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

旧伊藤伝右衛門邸の検討委員会でございますが、説明のように観光資源、そしてまた文化的な貴重価値、そして新飯塚市の活性化のため、今のところ観光基地の大きなポイントとして、また観光ルートづくりあたりの開発も含めての検討、そして1日も早く市民の皆さん、また遠方の方にも見ていただきたいと、そういう検討を行ってきて、資料館的なものにつきましては、この検討委員会の中では、まだそこまでの論議は行っておりません。

以上でございます。

○ 渡邊委員

確かに炭鉱は遠くなりました。もう忘れられようとしております。しかしながら、筑豊の歴史を継承するためにも、やはり炭鉱の過去の歴史とかいうものは、市としても重きを置くべき

ではないかと。しかしながら、よその石炭資料館を見ましても、閑古鳥が鳴くような状態になっております。これが今日の実態ではないかと思うんであります。人は世につれ変わっております。しかし、変わるだけではいけないと思う。古きよきものはよきものとして重視すべきではないかと、こういうことを考えております。

私はこれで終わります。続いていいですか。

○ 委員長

答弁は今のは要らないんですね。

○ 渡邊委員

10ページの筑豊労災病院の問題についてお尋ねします。

資料にもありますように、要点だけを申し上げますと、旧1市4町の市長、町長及び飯塚医師会会長連名で福岡大学に2月14日に要望書を提出しております。これは載っておりますね。先ほどの課長の御説明では、福岡大学の回答を待っていると、こういうことでございますが、この資料にもありますように、医師不在のために休診をしておる実態があるわけですね。

これは何かといいますと、筑豊労災病院の将来に対する期待とか希望とか、そういうものが先生方になくなっておる。また看護婦——今看護師といいますかね——たちも非常に疑問を持っていると思うんです。あと1年経過して閉鎖になる。これは既定の事実であります。これはどうしようもならないと思うんです。

ところが、その間の対応いかんによりましては、何ていいますか、立ち腐れっちゃ語弊がありますが、自然淘汰をされるような現象を招かれないんです。だから、そういうことも考慮に入れまして、筑豊労災病院の後医療の問題については、十分検討を加えていただきたいと思いますが、先ほどの答弁どおりで変化があるのかないのか。要望書を提出して福大はどのように対応しておるか。この点わかればお答えいただきたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

合併協議の中で検討委員会、労災病院に関する検討委員会が、後医療に関する検討委員会がありまして、その中で最終的な答申といたしましては、福岡大学を飯塚市の方に誘致していくというところで方針が決定されております。その中で先ほど説明いたしました中の1市4町の首長のもとで、飯塚市、飯塚医師会の会長もあわせまして、連名で福岡大学の学長の方に要望書を提出いたしまして、その間、今日まで何ら回答はあっておりません。

医師会の方にもいろいろと情報を得るために確認しておりますが、大学の方が市長選挙があった中で、その後にお話をされるのか。また、こちらの方からお伺いいたしまして、どのような考えをお持ちなのかを早急に、市長も大学のことについては慎重に検討していきたいということですので、近々大学の方に、学長の方にそういったことの確認に行く予定でございます。

以上でございます。

○ 渡邊委員

早急に取り組んでいただきたいと思うわけです。やはりいろいろこれは数年前から市民の中でうわさが乱れ飛んでおります。混乱をしております。これも一つは医師不在の大きな要因になっておるんじゃないかとも思うわけですが、それはさておいて、この資料の中で私が心配いたしますのは、私はかねてより旧労働省とは長い、長いかかわりをもった人間であります。ここに独立行政法人労働者健康福祉機構は、移譲先医療機関を地元の総意として確定させる。これは立派なことでございますけれども、総意、これはいずこなりや。移譲先の大筋の合意を得て要望書を提出してくださいと、こうなっております。だから、これはこのまま時間を経過するとするなれば、地元には労災病院を形を変えて存続させるという意味が薄いと、そういうようにも理解されるのではないかと、そういうことを念頭に置いて行動していただきたいと思っております。

以上です。

○ 川上委員

病院・老人ホーム対策室に関して、筑豊労災病院について伺います。

まず、病院・老人ホーム対策室、このセクションはどのような役割を持っているのかお尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

対策室といたしましては、それぞれの検討委員会がございました。合併協議におきまして、一つは筑豊労災病院の後医療の問題、もう一つは潁田病院の問題、そして最後に福祉施設の問題がございます。その中でのある程度の検討委員会の方針、方向性は示されておりますが、具体的にどのような構想を持って、新市におけるそういった病院、または福祉の施設を運営していくのかというところの構想策定関係がございますので、そういった関係から対策室が立ち上がっております。

以上でございます。

○ 川上委員

筑豊労災病院に関して、対策室はどのような役割かと聞いたわけですね。それで、筑豊労災病院の後医療を検討するというセクションですね。ということは筑豊労災病院廃止というのは、前提で物事を考えるというセクションだと思うんですよ。違いますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この労災病院につきましては、既に閣議決定されております。それで、された後においても、飯塚市長、また穂波町の町長のもとで再度上京されまして、当時の麻生総務大臣の方にも陳情に伺いましたが、既に閣議決定は変わらないということで、最終的にはそういったところの方向になっておりましたので、後医療をどのように地域の医療として存続させるのかということで検討してきた結果、そういった医師会の御協力もありまして、福岡大学という、地元からも近いし、また高度な技術を持つ。また、経済的にも発展するような附属病院が来ていただければということで、そういった誘致の経過がございます。

○ 川上委員

5月の20日ですか、昨年、当時の江頭飯塚市長と秀村当時穂波町長が連れ立って上京して、麻生太郎氏にも会って、陳情したということですね。そうすると閣議決定だから変えられないというふうに言われて、後医療の方に態度を変えたということと述べられたと思うんですけれども、まず筑豊労災病院の現状です。病院・老人ホーム対策室としては、医療の水準の状況について、どういうふうに把握されておりますか、お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在、そういった閣議決定後において、いろいろと病院の方にも医者がいなくなると。長い間、労災病院で患者とともにいろんな治療をされた医者がいなくなってる。そういったところの状況から、また患者も少なくなっていると。ましてや整形外科とか脳神経外科、または麻酔科、こういったところは救命医療には必ず必要なところでございますが、そういった医師の不足から、そういった救急が労災病院に入れられないという状況も起きております。

それで、現状においては、このままの状況であれば、医師もいなくなるんじゃないか、また患者の方もそういう医師がおられないということで、他の病院に移られるというような状況も出ております。また、移られたところの病院では、また患者数が多くて、なかなか日々の対応に苦慮しておるとい状況が起きております。

○ 川上委員

提出資料の11ページに福祉施設病院関係概要という資料がありますね。この中で筑豊労災病院、左の方にありますけれども、これには休診というのが神経科、脳神経外科、小児科、麻酔科というふう書いてあります。今言われたと思うんですけれども、この4月から整形外科

も休診に追い込まれてるんですね。御存じのとおりだろうと思います。

それでは、現状はそのようになってきてるんですが、もともと筑豊労災病院というのは、地域でどういう役割を果たしてきた病院だと認識していますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

筑豊労災病院につきましては、炭鉱のじん肺の患者の方の治療、また勤労者に対する治療、そういったもので労災病院が立ち上がった経緯がございます。それから以後は、一般の診療として地域に根づいて、250床ある病院でございますので、1市4町、または周辺の住民の医療として中核的な役割を果たしてきた病院でございます。

○ 川上委員

そういう中核的な病院を、あなた方は廃止前提で物事を考えようとしてるわけですね。もともと筑豊労災病院は勤労者医療、地域医療、リハビリテーション等三つの柱を中心に、地域の中核病院として大きく貢献してきているわけです。炭鉱労働災害被害者、坑内災害による外傷、脊髄損傷やじん肺症などの治療に歴史的な役割を果たすとともに、近年は高度情報化社会、働く女性の増大、高齢化、生活習慣病やストレス等、勤労者に対する幅広い健康管理、中小企業従事者の健康管理及び増進になくてはならない存在です。多くの専門家医及び医療スタッフ、高度医療を提供できる機器等設備を持って病院や医院、診療所との連携も発達し、緊急救急外来を初め、地域に密着した医療機関として、この間は充実を図ってきたわけであります。つまり地域の患者や家族、また地域の医療機関にとってなくてはならない、そういう中核的な医療機関なわけですね。

ですから、廃止を決定した政府、また廃止作業を進めている労働者健康福祉機構でさえも、廃止に至るまでは、地域への打撃を考慮して、病院機能の消滅や水準の低下につながっては困るということを、文書においても各所で述べているわけです。御存じだと思います。

ところが、この間、答弁がありましたように、平成14年度、これは特殊法人の問題について閣議決定した翌年になります。14年度に小児科に続いて――平成14年度の小児科に続いて、廃止対象に筑豊労災の名前が初めて上がった平成16年3月ですよ。その3カ月後の平成16年6月に脳神経外科、そしてことし4月からは整形外科が相次いで休診に追い込まれていくわけです。

このためにどういう事態が起きているか、先ほど答弁もありましたけども、交通事故とかが緊急になるわけですけども、病院にCTとかMRIとかあっても、医者がいない、休診してるんだから行けないわけですよ。

それから、この病院の患者さんは、高齢の方も少なくありません。そうすると内科、眼科と同時に整形外科もあわせて受診されてるわけですね。こういった方々が整形外科はなくなってるわけですから、今までは1カ所で済んだ治療、受診が複数カ所に行かなければならない、高齢の方ですよ。そういうふうなことも起きてるわけですね。

それで、答弁では大枠のことは言われましたけども、病院・老人ホーム対策室として、筑豊労災病院訪ねて、病院当局、それから医療スタッフ、医師含めて医療スタッフ、それから患者さん、患者さんでない地域の住民の方、訪ねて、一体何がどういうふうになってるのか、どこをどうした方がいいのか、医療水準戻すためにね。そういう立場で現状調査、現地調査を行う考えありませんか、お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そういった現状につきましては、合併の中においても労災病院に行きまして、事務局長、また院長、それと守る会の方々とも話もしてきておりますし、地域の住民についても、非公式ながら労災病院はどうあるべきかということも聞いております。

その中で、これまでの役割は大きなものがございますので、これはどうしても残していきやいけないということで、閣議決定は廃止となっておりますが、あくまでも1市4町の中で

は存続すると、存続させるという方向で、ただし後医療機関がどのようなところになるかということは、まだ決定しておりませんが、基本的には存続させるという方向で、現在私たちもそのような取り組みを行っております。

○ 川上委員

今筑豊労災病院で起きてる事態というのは、くどいですが、脳神経外科と整形外科が休診になって、中心的なところで医療水準の後退が始まっているわけですよ。これは緊急事態と言わなければなりません。地域の住民の命と健康を守るという点でいうとですね。ですから、存続云々ということも、もちろんあるんですけども、緊急にこの医療水準の低下、労働者健康福祉機構だって、低下はさせないというふうに言ってきた経過があるわけですから、それが今言われたような状況になっているんですよ。ですから、直ちに私は対策室として現地調査されたらどうかと思うわけですよ。どうですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

確かに今申されました科において、一番緊急を要するところが今休診になっているというのは、重大なことだと考えております。そのことにつきましても、労災病院の中の事務局長よりも、すぐにそういったところの医師の確保をしなきゃいけないということがございます。そういうことから、余り時間的にありませんが、そういったところも踏まえて、早く方向性、後医療をどのようにするのかということを決めて、そういったところのことから緊急に対応していきたいと考えております。

○ 川上委員

水かけ論というわけにいきませんが、まず現状調査をするべきだと思うわけですよ。後医療云々と言っている間に、福大の返事待っている間に休診がこれ以上どんどんふえたら大変ですよ。必要な意見は政府にだって機構にだって言わないといけないですよ。ですから、直ちに現状調査をされたらどうかというふうに言っているわけです。

それで、委員長、この問題については住民の命、健康に大きくかかわる問題と思うんです。それで、総務委員会として、あるいは厚生委員会と連合で労災病院、場合によって労働者健康福祉機構、さらには必要に応じて厚生労働省対象に現地に赴いて、委員会として調査をする必要があるのではないかとこのように思うわけです。検討を委員長において取り計らいお願いしたいと思うわけです。いかがでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:44

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

よろしくお願ひします。そこで、先ほどから担当の方から、筑豊労災病院の廃止は閣議決定だというふうに再三言われます。私は今からそれが、そうではないということを明らかにしたいと思うんです。そこで、そもそも国が筑豊労災病院を廃止するというふうに言っている理由は何ですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

国が廃止を決定した理由といたしましては三つございまして、一つは、現に有します診療研究機能、それに二つ目は、経営の収支状況、三つ目につきましては、地域的な配置状況がございまして。

この三つの諸点をもって総合的に判断するわけですが、筑豊労災病院につきましては、収支

の、経営の収支の状況については、15年度までは黒字でございます。16年度におきましては、医療機器の購入等で、先ほど冒頭で御説明もしましたが、2億5,000万ほどかかっておりまして、16年において赤字になっております。

それともう一点は、地域的配置状況というものもございまして、一番問題となりましたのが、労災病院としての研究機能とか、そういうのがございまして、そういったところの開発、また開発実績とか、そういった高度専門的な医療の情報提供が、全国的な労災病院の中においては不足しているという労働者健康福祉機構からの御回答がありました。その不足していることが、3点の総合的な評価において廃止の理由になったというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○ 川上委員

厚生労働省は、平成16年の3月発表した労災病院の再編計画についての中で、廃止あるいは統合の観点として三つ上げてるんです。ここにその資料がありますけれども、担当者言われました観点と大体重なってると思います。

それで、第1は、現に有する診療研究機能、労災病院群としての効率的な機能発揮の観点から、勤労者医療に関する研究開発実績、高度専門的医療の提供実績、勤労者医療の地域支援実績等を考慮。第2は、経営の収支状況、今後の経営の健全性確保の観点から、これまでの収支状況を考慮。第3は、地域的配置状況、労災病院のバランスのとれた配置の観点から、地域における労災病院の配置状況、二次医療圏における医療状況等を考慮、こういうふうになってるわけです。

ところが、担当が言われた廃止理由というのは、この三つは、くどいですが、労災病院全体の再編計画の観点なんです。筑豊労災病院をこの観点で、この観点を基準の一つ一つ考えてみたときに、筑豊労災はこれだから廃止なんだということは、国は言っていないんです。

私は、この廃止計画が発表された平成16年3月、2カ月後の5月に上京して、我が党の国会議員団とともに厚生労働省に廃止計画撤回を求める交渉を行ってきました。そこで、何度聞いても理由は言わない。最後、詰めて詰めて詰めて聞くと、言わないのが国の方針だというわけです。問答無用ということなんです。ですから、今もそうです。筑豊労災病院の廃止理由は、公式には国は言いません。こういうやり方をやってるわけですよ。

それで、続けますが、経過振り返れば、筑豊労災病院の廃止が閣議決定でないことがわかります。再編計画は2001年、平成13年の12月の閣議決定ですよ。特殊法人等整理合理化計画、これに基づくわけです。そして、2003年の8月に厚生労働省が労災病院の再編に関する基本方針を出しますね。この中でも筑豊労災病院というのは、廃止というふうになってないんですよ。そして、先ほどから言ってますように、2004年、平成16年の3月になって初めて厚生労働省の手で筑豊労災病院廃止ということになってるわけですよ。ですから、閣議決定ではないんです。どう思われますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

いろいろ特殊法人等の整理合理化計画の閣議決定から再編計画の中において、対象としまして、いわゆる廃止の対象としまして筑豊労災病院が上がっております。近くには大牟田労災病院ありますが、これCO2といいまして、一酸化炭素の中毒患者のための治療ということで、国が責任持って後医療をやっていくということになっておりますが、その再編計画におきましては、筑豊労災は廃止の対象となる病院であると、労災病院であるということは計画に出ておりますので、そこで発表された中で再編計画に乗らなかったと、再編計画の対象外、いわゆる門司または九州の方は統合されておりますが、そういったところの対象にならなかったために廃止ということで、それは閣議決定というふうに理解しております。

○ 川上委員

正確でなかったという答弁だと思うんですよ。ですから、今後は筑豊労災病院の廃止は閣議

決定であるという答弁はしたらだめだと思います。

それで、提出資料の中に10ページに、労働者健康福祉機構の言い分というか、見解が書いてありますね。病院・老人ホーム対策室はこの見解を検討していくと、早急な検討が必要だというふうに言ってるわけですけども、合併前、それぞれの自治体の行政、それから議会、あるいは合併協議会含めて、それぞれがどういう立場で国に対して、あるいは機構に対してどういう取り組みをしてきたか、あるいはしなかったか、全体把握できていますか、お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

13年の12月ごろから、こういった合理化という案が出まして、その際に各2市8町においても議会の方で意見書、また当時の嘉穂郡の8町でも、町長の連名で存続と、労災病院として存続し、充実した医療機関を保つということで、13年当時から出ております。

また、先ほどの再編計画が発表された後でも、議会、各市町の議会においても、また首長会においても、労災病院としてそのまま存続させる要望書、意見書等が出されております。

以上でございます。

○ 川上委員

そのとおりですね。もう少し細かく言うと、先ほどから言ってます労災病院の廃止を含む再編計画を盛り込んだ特殊法人等整理合理化計画が閣議決定された2001年、13年、平成13年12月、その12月に筑豊労災病院の存続と一層の機能充実を求める内容の意見書を当時の飯塚市、穂波町、潁田町などの各議会が採択し、政府に送付してますね。

そして3年後、筑豊労災病院を廃止対象病院とする労災病院の再編計画案、これが打ち出された平成——2004年、平成16年には筑豊労災病院の廃止計画を見直し、一層の充実を求める内容の意見書、これを飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、潁田町、それぞれの議会が、つまり今の飯塚市議会議員の賛成によって全会一致で採択されて政府に送付されてるわけです。また、2市8町の行政や議会は、従来から国の責任で存続すべきだとの態度を表明しているわけですね。

ところが、この意見書、この態度表明に基づいて、行政、議会が国に対して本格的な陳情行為を行動したかという、してないんですね。先ほどから言ってます、昨年5月の当時飯塚市長、当時穂波町長の状況の話しましたが、これについても強力に国の責任による存続を求めたわけではないわけですよ。このことは昨年9月、旧飯塚市議会の総務委員会で、当時の飯塚市長がお話をしに参りましたとしか答弁しなかったんです。

ですから、はっきり言って地元の廃止計画やめてもらいたいと、存続してもらいたいと、国の責任で。この立場と声は政府には十分届いてない。全国的にもあちこちで廃止とか民間移譲とかされてるわけですけども、こういうところにも飯塚の筑豊労災はこうだよというの届いてないですよ。

そういう状況の中で、福大がとか、どこそこがと、後医療がというふうに言っているとすればですよ、全国的シェアで見れば、飯塚だとか嘉飯地域の人たちは、筑豊労災病院の廃止、受け入れたのかなというふうになるではないですか。その状況を去年の少なくとも7月22日、1市4町合併協議会の密室で行われた、住民の目の届かないところで行われた市長町長会で、後医療に行くということを決めたわけですよ。ですから、1年ぐらい続いているわけですよ、この状況が。でも、もう遅いかというと、そんなことないです。

だから、私は平成13年と16年の意見書の立場に、行政と議会が立ち返る、1年ぶりに、これをすれば展望は開けると思うわけです。そして、実際行動として、議会と行政、それから住民の皆さん、福大がいいか、あそこがいいかという点では、いろいろみんな意見が分かれるじゃないですか。しかし、国の責任で存続できるなら、それが一番いいというのでは、ほとんどが一致しますよ。閣議決定についても、先ほど言ったとおりですよ。

ですから、今重要なことは、国の責任でやってくださいということを立ち返って、そして上

京することじゃないですか。地元で大々的な世論をつくっていくことじゃないですか。地元の住民、患者さんでつくってある団体は、6万、6万とって署名も集めてるわけですよ。行政の力をかりないで、議会の力もかりないで、署名をですよ。これ本格的に、それこそよく言うじゃないですか、官民一体と。一体で飯塚から声上げていけば、世論は動くんじゃないですか。

私は、ぜひ病院・老人ホーム対策室というのが、筑豊労災病院については、後医療廃止容認ということになって今出発してると思うけれども、とにかくまず一番に筑豊労災病院の医療の現状、意見調査する。そして、その上で私は市長自身がたすきがけでもして、市長と議長がたすきがけして、上京して国に強く訴える。こういうことをする必要がある。これやれば必ず展望切り開かれるということ述べて、この問題についての質問終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 野見山委員

1ページの三菱さんとの土地の交換の図面が出てますけど、これについて少しお聞きしたいと思います。

まず、この図面見ると、多分これは土地の等価交換みたいに思えるんですけど、まずそれが1点と、これの例えば測量及びこれを登記するときの登記費用、そういうものはどれくらいになっているかということと、それについて三菱さんとの等価交換ですから、その費用ですかね、雑費といいますか、費用について負担割合は例えばどのようになっているか、それをまずお伺いいたします。

それと、5番目の目尾地区振興基本計画について、17年度に見直しをしましたと書いてあります。これは地元住民代表の方を含めたとありますけども、これは目尾地区の住民の方の同意が得られたと理解してよろしいのかをお聞きいたします。

それと3番目に、筑豊労災病院の件で、11ページなんですけど、ここに先ほどから休診、神経科、脳神経外科、小児科、麻酔科が休診になって、今度は隣の議員さんから整形外科まで休診に追い込まれているという話を今聞いたんですけど、独立行政法人であるならば、例えばこれが廃止になるまでは、確実にそこのもとでこれを維持してもらうのが筋だと思うんですよ。当然、後医療は考えなくちゃいけないんですけど。

まず、休診になった理由、例えば先生がやめた、やめたらば独立行政法人がまた先生を見つけてきて、機械を使える先生たちを見つけてきて、そこに配置するべきだと思うんですよ。後医療は後医療で考えますけど、例えば廃止になるまでの期間、例えば休診の科目、これが休診になった理由と、これを復活する手だてはあるのかないのかをお聞きいたします。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

鯉田地区におきましての土地交換問題でございます。等価交換の確認ということでございましたので、そのとおりでございます。それと、諸費用につきましては、双方がいただく分の用地の諸費用を負担したということでございます。その2点でございましたでしょうか。

それと、もう一点の伊藤伝右衛門邸の――申しわけございません。目尾地区の計画の見直しでございます。これにつきましては、平成9年から次を見直したのが平成17年度でございます。地元の皆様の御同意の上での見直しでございます。

以上でございます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどの医者が不足しているという状況は、これ労災病院が廃止されると、廃止するというのを発表、厚生省が発表されまして、機構としまして、独立行政法人であります労働者健康福祉機構の方も、そういう医者の方ですね、医者の方が廃止になる前に次の病院とか、そういうところも希望されておりました。そして、また機構の方も、その雇用の問題で、早くそうい

ったところの後の病院を探すというところに力を注いであった経緯がございます。

その中で、おられなかった医者をどのように確保するかということにつきましては、現在、全国的にも医師の不足がございます。そうしたところから現状を維持するのがやっとなりまして、このまままた歯どめがきかないように、医師はどんどん他の病院等に行ってしまうと、労災病院、筑豊労災病院の一つの形としてはなくなりますので、そういう関係から早く食い止めなきゃいけないと。医師がこれ以上労災病院から出ていかないように早く方向性を示して、そして後医療の構想を早急に出していただきたいというのが現状でございます。

○ 野見山委員

わかりました。先ほど等価交換と言われましたよね、確認しておきます。そして、等価交換で費用の分担は、お互いの土地の値段って言いましたよね。それもう一遍確認いたします。

それとあと、目尾地区はわかりました。

それで、病院の件につきましては、医者はやめていった。でも、何ですかね、廃止になるまでは機構の責任において、なるべく努力して先生たちを確保するように、機構の方にアタックでもしてもらえるように要望しておきます。

三菱の件については、もう少し聞かせていただきます。

○ 総合政策課長

再度申し上げます。

諸費用につきましては、それぞれが受けるその土地の分の実費をそれぞれが負担するということでございます。

○ 野見山委員

最後に、この図面でいう83番の土地ですね。これ三菱から飯塚市はもらうわけですけども、かなり大きな面積になると思いますけど、これをうち行政が取得しまして、数年後に何かこれを、これ見ると小高い丘みたいのところなんですけど、これは何か開発にかける予定があるのかないかですね、ここ数年の間に、その確認をしておきます。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

この地域につきましては、旧飯塚市の中で検討がなされております。この土地につきましては、大きな土地でございますので、費用負担が相当必要で、市の自主開発はかなり困難性があるという部分。しかし、この地域につきましてはの有効利用は、地元の浮揚、活性化には早い対応が必要であると。

そういう中でどういう手段、どういう希望がよろしいかということで、工場団地、住宅団地、民間開発等がいろいろ検討されておりましたようですが、現状の財政負担も考えまして、民間による開発が現状においては最も適切というような方向性が出されております。規模にいたしましても、一体的な活用が好ましいのですが、残る土地の有効的な活用を阻害しない範囲での部分的活用も必要と考えられるという報告書が3月に出されております。

以上でございます。

○ 委員長

ほかに企画調整部について質疑ありませんか。

○ 兼本委員

1ページの行政評価システムに関することで、これは行財政改革と絡んで、先ほど人事の方も人事評価システム等々の問題を行財政改革の中で言っておりましたね。一番最後の行財政改革のときに改めて質問しますが、行財政改革と行政評価システム、それから人事考課、いろいろ各課に分かれているわけですけど、大体先ほどから行財政改革は早急にすぐやらなければならないということ言ったわけですけど、同じ部で人事等の中であれば、総務部の中であればいいんですけど、これ企画調整部の中に入っておりますけど、部が離れてるわけですか

ど、行財政改革とはどのように一体をして取り組むつもりなのか。

行財政改革の主体は行財政改革が持つと思うんですけどね。だけど、大体どのようにして一体、部が違いますから、なかなかプロジェクトチームじゃありませんから、どっちが主体になるかということ、いつもこれおたくの課、うちの課というような形の中で進まない点があるわけですけど、総合政策課としてはどのように取り組むおつもりか、それをお聞かせください。

○ 総合政策課長

行政評価システムでございます。この取り組みにつきましては、旧飯塚市では平成の15、16で既に取り組みを始め、研究を始めておったということでございます。16年度には試行までいっておったと。本来であれば、そのままこのシステムの導入ということになったと思いますが、17年度末、合併ということでございまして、1市4町の、今度4町の方がこの取り組みがまだなされておりましたので、俗に言う仕切り直しというような形になっております。

それで、今の計画でございますが、このシステム、これあくまでも目標管理システム、民間企業の手法を行政運営に取り入れるという大きな目標がございますので、その認識を含めた職員研修等から始めたいと。そして、18年度、今年度でございますが、その上の19年度には試行を行って、2年先、約2年先でございますが、平成20年度から本格導入をしたいという総合政策課のスケジュール、大まかなスケジュールでございます。

○ 兼本委員

意味はわかるんですよね。意味はわかるんですけど、事務能率の向上というような形からいきますと、行政評価システムというのは、むだなものは省く、そして順番をつけるにつけても、一番どれが行政、市民にとって、福祉にとって一番いいのかというようなものをやるわけですから、そんな民間企業における目標管理システムとか大きなことを言わなくてもいいわけですよ。まず飯塚市が厳しい財政の中を乗り切るためには、どのようにしてあなたたちは企画、何ですか、推進室と連携をとりながらやっていくかということですよ。

推進室は先ほど答弁の中でも、事務能率の向上は早急に取り組まなきゃならないと言ってるわけ。これは飯塚市では行財政改革、行政評価はやってたけど、4町ではやってないから、だから来年やって、再来年からというようなことですけど、2年間もてるかどうかもわからない中で、そんな悠長なこと言えるのかなというふうな気はするんですけど、だからどのように連携して取り組むかだけを言ってください。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

後ほどまた行革の関係で御質問をされるということでございましたので、ちょっと触れませんでしたけど、行革の内部推進体制の中には、私ども総合政策の方も参画をさせていただいて、それぞれの関係と一糸乱れぬ連携のもとに行革を早急に進めるということで、行革の担当の方と連携は、既に意思の確認はしておるところでございます。

以上でございます。

○ 兼本委員

一糸乱れずひとつ取り組んでいただきたい。そのお言葉を聞いて安心いたしました。よろしく願いいたします。

それから、3ページの旧伊藤伝右衛門邸の保存活用に関すること、新聞等では何か大型バスをとめる駐車場云々とか、いろいろ新聞報道で出ておりましたよね。これはどういうふうにするというようなことについての具体案は、今後議会の方に示すというふうなことですかね。

報道者の方、報道機関の方には大型バスをとめる駐車場の整備とか何とかいうような形で載っておりましたよね。議会の方は全然私は委員会が違っておりましたので、もしもさきの総務委員会で報告があつとつたら、ちょっとごめんなさいですけどね。全然何も聞いてないのに、

新聞報道は先走ったような形でやっておりましたけど、議会の方にはいつの時点でどういうふうにやりますよというようなことを今後報告するというので、少し小出しで新聞報道、新聞社の方にはレクチャーしたわけですかね。どうなってるわけですか。

○ **総合政策課長**

お答えいたします。

委員御案内と思いますが、ことしの18年度新飯塚市の予算は、6月が本予算の予定でございます。今地元の方に御説明に上がっておりますのは、18年度事業といたしまして底地、土地の公社からの買い戻し、そして建物の補修、これを今年度事業で行いたいと、その旨の御説明を申し上げております。

その関連する予算につきましては、今度の6月の新年度予算という形で御提案、御審議をお願いする段取りになっております。

以上でございます。

○ **兼本委員**

そんなんわかってるんですよ。新聞報道に大型バスの駐車場云々、それから市長のコメントで補助金が云々というような形が出ておりましたけどね。市長は旧市長ですけどね。だけど、議会の方には、そのような報告は一切あってないと思うんですよ、大型バス駐車場をどうするかと。市民から我々について、ああいう新聞載っておりましたけど、バスの駐車場はどこにつくるんですかというようなことを聞かれるわけですよ。我々は全然聞いてないんですよ。だから、それはどこで出したのですかと言ってるんですよ。

○ **総合政策課長**

一応予定地でございますが、幸袋地区の旧停車場跡と申し上げたらいいのでしょうか。そこに市の用地がございます。そこを一応バス駐車場という予定地にしておりますけど、一応その整備年度は今のところ19年度を予定しております。

○ **委員長**

暫時休憩します。

休 憩 14:16

再 開 14:27

委員会を再開いたします。

○ **兼本委員**

後日、先ほど言いましたように、6月で本予算のときにいろんな詳しい資料が出ると思いますので、そのときにまた聞かせてもらいます。余り議会で説明なくして余り新聞報道やらやりますと、こういうことがありますので、以後御注意してください。

終わります。

○ **委員長**

ほかに質疑ありませんか。

○ **川上委員**

産炭地域振興関係に関することについて伺います。

提出資料がありますけれども、1ページに炭鉱跡地の有効活用を進める立場から、現状把握調査に努めるとともに、地権者の理解を求めながら、その開発等について検討していくとあります。具体的にはどういうことを検討するのか、簡潔にお答え願います。

○ **総合政策課長**

お答えいたします。

今後、開発等に向けての検討ということでございます。まだきょうお配りした図面におきま

しても、今までの資料をまとめたもので、これが的確な図面だとは思っておりません。これから詳細等々につきまして調査を進め、実態調査も含めて、今後検討をしていきたいということで、今具体的な方策はまだ考えておりません。

○ 川上委員

手法として買収だとか交換だとか、あるいは自己資本による開発をやってくださいだとか、いろんなことがあると思うんだけど、そういうことも今後のことということだと思っただけです。その中で交換という手法を使ったのが三菱マテリアルとの土地交換問題なんですね。解決したと書いてあります。

それで、三菱は資料2ページの83番のボタ山跡地と交換に緑色の78番、鯉田柳町の非常に交通の便のよい市有地を手に入れたわけです。ここには70世帯の方が、ほぼ70世帯の方々が住んでいたわけですが、この方々に土地を買い取るように今迫ってるわけです。約70世帯、1世帯あたり平均11坪土地があるといっています。三菱の売却希望価格は坪5万円ということなんです。そうすると三菱はこの70世帯の住民の方々から、おおむね3,850万円をもらおうとしているわけですね、計算上。

この方々は飯塚市長名で3月24日に、マテリアルの筑豊事務所長照山さんという方に出したお願いという文書があるんですけど、この中にこの方々のことをこう書いとるわけです。特徴について、高齢者世帯も多く、経済的な不安を抱えと書いてあるわけです。こういうような特徴を持つ方々が多いということなんですけども、こういう方々からマテリアルは、くどいですが、おおむね3,850万円、市から手に入れた土地を買い取ってもらおうとしてるわけですね。

アンケートが4月27日の日に渡されてます。今住民の方々はどうしたものかと、平均で55万円ですから、どうしようかということで大変不安な思いをされているわけです。三菱の説明会には、私も参加させてもらいました。そこで、皆さん、買収できない場合はどうなるのかとか、賃貸を認めてほしいという声も聞きました。

飯塚市は、昨年10月3日に地元の方々には説明したまま、土地交換を締結するまで、その後説明会、市はしておりません。そういう状況の中で、先ほど言いました3月24日付のお願い文書には、おかげをもちまして当該地区の方々には、このたびの土地交換に対する御理解をいただいておりますというふうに書かれてるわけです。私は、全く納得がいけないわけですが、こういう市の認識は。それで、今の段階で飯塚市は住民の不安、これをどのように受けとめているか伺いたいと思います。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

この三菱マテリアル株式会社の説明会には、私どもも同席をさせていただいて、委員と同様にやりとりも聞かさせていただいております。その前段でその場でアンケートのお話も出ておりましたが、アンケートの調査を行われるということでございましたので、その個人の皆さんそれぞれが自由な思いを書きいただきますようにということでございまして、そのアンケートの内容につきまして、市といたしましては企業の方へ地元住民の方の意思に沿った特段のお計らいをお願いいたしますと。そういうことでの強いお願いをやっておるところでございます。アンケート調査中でございますので、どういうふうなことが書かれるのかも、私どもはわかりませんが、ぜひ住民の方の安心できるような方向を私どもはお願いしておると、そういうことでございます。

○ 川上委員

賃貸をお願いしたいという方も何人かおられると思うんですけども、仮に資産形成、買収すれば、買い取るとなると資産形成になりますよね。それに伴う市民の方の不利益というか、固定資産税が生じるかもしれないとか、そういう説明が必要だと思うわけですが、そうい

ったことについては4月27日以降、何か手だて問われましたか。

○ 総合政策課長

市として住民の方には、そういう行動はまだ起こしておりません。

○ 川上委員

実は今一番苦しんだり悩んだり、立場の弱い方は苦しんだり悩んだりしてる最中なんですよ。あれから連休があったとはいえ、随分たつのに何もしてないというのは、ちょっと理解がしがたいんですが、それでお願いを出してるからいいだろうというわけにもまたいかないわけですよ。このお願いというのは、聞かないといけませんけど、例えば賃貸を要望する方々がおられた場合ですよ。それを指示する文面ですか、これは。

○ 企画調整部長

お答え申し上げます。

今委員おっしゃるように、確かにこれはまだまだ地元の方たちには不安を持ってらっしゃる方は多ございます。しかし、市としましては、長年柳町町内会に住み続けた特に高齢者の方がおられます。また、所得の低い方も多々おられます。しかしながら、飯塚市と三菱が長年の懸案でありました土地交換、これを済ませまして、そして地元の人たちの了解を得た上で、この土地交換を終わらせております。

しかし、三菱の方は、この柳町の土地については、原則として地元の人たちに払い下げを行いたいというような三菱側の姿勢を示しております。それを受けまして三菱がアンケート調査に基づいた説明会を、先ほど委員がおっしゃいましたような日にちに設定しております。この払い下げ価格については、上限は5万円というような今意向を示してます。

しかし、住民の方には、これ5万円は高い、もっと低い価格で何とか払い下げてほしいとか、それからそういうお金は出し切らないと、いわゆる土地を借りて地代方式にしてくれというような、まだまだ意見が残されております。

これを市としましては、地元の人たちが快く土地の払い下げに応じていただく、または借地として借らせていただくというようなことを、まだまだ地元の人たちと詰めた中での市としての意見を聴取して、それを踏まえた中で再度飯塚市として三菱側の方に強い要望書、申し入れ書を出していきたいと考えております。

その一つの方策としまして、町内会長、この方に、いわゆる全世帯70世帯ほどおられます。この人たちの意見を集約した中で、飯塚市の方にぜひその御意見、御要望を寄せてくださいと。この御要望を三菱の方に強く申し入れますからということで、今お願いをいたしている段階でございます。

以上でございます。

○ 川上委員

このお願いの文書は、三菱は払い下げを基本としてますと。飯塚市としては、住民意向の、地元住民の意向に沿った特段のお取り計らいを求めるということになってるわけですよ。ですから、本来的に言えば、地元の方が賃貸でいきたいというふうに言われれば、飯塚市としては、それ支えないといけませんね。その立場はありますか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

今おっしゃいますように、三菱はあくまでも払い下げという方針でございます。しかし、生活困窮者、この方たちはどうしても買えない部分がございます。買えない、土地を買えない人たちもおられます。この人たちについては、借地、借地料ということで、私の方も責任持って三菱の方にお願いをしてまいりたいと考えております。

○ 川上委員

そういう要望、要求の方に対しては、ぜひ部長が答弁されたような立場で支えてもらいたいと思うんですけども、その際に町内会長さんに意見を集約していただいて、それを市役所が

集約していただければ話を聞くみたいなことではまずいんじゃないですか。市役所が責任持って、一人一人のお宅の要求を直接把握するべきじゃないですか。町内会長はそういう仕事を持たないでしょう。市が持っているんでしょ、そういう責任は。自分たちが今まで使用を認めておいた土地を、1回だけの地元説明会で三菱とその土地を交換してしまう。こういうやり方したのは市ですから、市がきちんと一戸一戸について直接責任を負うべきですよ。町内会長に要望がまとまれば話聞きましょうということでは、ちょっと無責任と言われるんじゃないですか。どうですか。

○ 企画調整部長

確におっしゃるように、市の方も一軒一軒個別に行きまして、どうですかというお尋ねをするのが一番よろしかろうかと思えます。しかしながら、町内会長さんも、町内会長さんが全世帯の方を集めて、そしてそこで皆さんの意見を聞いた中で、大体これくらいでしたらという意見の集約を図りたいというような御厚意も示されておりますものですから、私の方もそれに甘んじるという言葉がいいのかどうか分かりませんが、そういうことで私の方も町内会長さんがまとめられた御要望等、三菱の方に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

それはおかしい。常識外れ、三菱の側から見ても常識外れだし、市から見ても常識外れ。そういうことやめなければならぬ。町内会長、自治会長さんっていうんでしょうか、の役割からいっても常識外れです。そういうことを市はやってはいけないと思うわけです。

それで、この三菱を含めて、炭鉱跡地の利用問題ですけれども、旧炭鉱資本は地元飯塚含めて、例えばじん肺だとか鉱害、その他の問題で地域に多大な迷惑、つめ跡、負の遺産を残してきてるわけです。今もそれは続いているわけですよ、筑豊労災病院、じん肺問題含めて。こういう中で炭鉱跡地の有効活用というんだけれども、これが仮にも住民を苦しめて、さらなる犠牲を押しつけて、そして旧炭鉱資本を助ける、こういう一方的なものになるのであれば認めがたいと思うわけです。これが本当の有効活用っていうわけにいかないと思うんですけども、マテリアルの土地交換問題から教訓を導かなければならぬと思うんですよ。

鯉田柳町でいいかげんなことを仮にしたら、民主的な炭鉱跡地の有効活用というのは、困難になるんじゃないですか。ですから、そういう立場からも、柳町の問題については責任持ってきちんと、市が住民の要求実現のために最後まで責任果たす必要があるということを述べて、この質問終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。関連ですか。

○ 小幡委員

柳町の件で関連でお聞きしますが、旧飯塚市の総務委員会でこの案件、出てきましたよね。土地交換のときに今70世帯柳町に住んでいるお年寄りの方々に、部長は当時、課長でしたけどね、個々の方々の意見を十分聞きながら、市が最善を尽くしながら、三菱マテリアルとの交渉にも市が介入してちゃんとやりますと、責任持ってやりますという答弁しましたよね。今町内会長に任せたいと、甘んじたいと。それは確におかしいというよりも、それはいけないでしょう。それだけまず答えてください。

○ 企画調整部長

今小幡委員がおっしゃるように、3月の時点の総務委員会で私が個別に当たりまして、そしてこの問題解決に図ってまいりますというようなことを御答弁申し上げております。4月の26日の日に、これ三菱マテリアルが主催で地元説明会したんですね。この際、私も同席させていただいて、冒頭に三菱がアンケートの内容説明をしております。そのときにもいろんな御意見が地元から寄せられております。

その後を受けまして、私の方から飯塚市からこんなふうで住民説明会に参加させていただいております。皆さん方の御意見等々がございましたら、ぜひ忌憚のない御意見を出してくださいというようなことで、私の方からもお願いをしております。その中でも先ほど川上委員さんからの御質問にありましたような点の御要望、御意見が出されております。その御意見、御要望等を私、しっかりと頭の中に刻み込んでおります。

またその上に、先ほど言いましたように、町内会長さんをお願いしましたところ、町内会長さんは住民の大体の一致するようなどの御意見をまとめて、そして市の方をお願いするというようなことをおっしゃってますものですから、一度にならず二度ということで、再度地元の意見を十分に組み入れて三菱をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○ 小幡委員

それはね、手法はいいんですよ。ただ課長が当時言ったね、今部長が言ったね、約束事ですよ。議会と約束したわけですよ。ですから、手法は町内会長さんが取りまとめてやってもいいんですけど、これからでも個人的な意見をちゃんと市の方が聞き入れながら、当時の約束どおり対処するかどうかをお聞きしてるだけなんですよ。それに対して答えてください。

○ 企画調整部長

先ほど申しましたように、3月の時点で私がお答え、委員さんに御答弁申し上げます。それを受けまして4月の26日の日に三菱主催で住民説明会開いてます。そのときに同席させていただいています。そして、地元の皆さんの御意見を承っております。そして、さらにその上でということで、町内会長さんにまたお願いしてということでのプロセスを踏みたいと考えてますけど、そういうことで御理解していただければ幸いですと考えております。

○ 小幡委員

しつこいでしょうけど、総意が来ますよね。その総意で結論が出ればOKですね。でも、何人かの方がどうしてもということがあった場合は、個々に市としてはまだ個人的な人たちと面談をして、解決方法を模索するかどうかを聞いてるんですけど。答弁お願いします。

○ 企画調整部長

土地交換、それから土地の払い下げについては、早急に急がないといけないというようなことでございません。ですから、私の方もある程度の期間をかけた中で、地元の人たちが快く払い下げに応じていただく。また土地借地をされるというようなことが大事なところでございますので、私の方も住民の皆さんともう一度よく話した中で、この問題の対応について、ぜひ前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○ 小幡委員

2点だけ教えてください。当時、三菱が自分のとこの土地にした途端に、必ず住民の方に転売、要は買いなさいと言うであろうということは推測されてましたよね。現実に5万円という、坪5万円と表示されてるみたいですが、これは三菱側からの提案でしょうか。

○ 企画調整部長

三菱側からの提案でございまして、これあくまでも上限が5万円ということでございます。

○ 小幡委員

もう一点、飯塚市が土地の所有者のとき、地上権が発生してましたよね。第三者の三菱側に土地が移りましたね。その場合、地上権はどんなふうに今なってますでしょうか。

○ 企画調整部長

そのままでございます。

○ 小幡委員

一つの案として、地上権を主張して土地は私は買わないという方が出てきたとしますよね。その場合はどうなります。

○ 企画調整部長

済みません。そのとこ勉強してませんでから。

○ 小幡委員

恐らくそういう場合は法律上、地上権が優先なんです。そうした場合は、今度は地代を貸借ですね、そっちの方が変わっていくと思うんですが、それを想定して売買のときの想定額、固定資産税評価額等から見合っ、地域の価格の想定と、なおかつ借地になった場合の借地料、これは市としてはある程度見解を示せるような計算をしとった方がいいかと思うんですが、今の段階でどういうお考えでしょうか。

○ 企画調整部長

今の大体一区画が約33平米、坪にしまして約10坪から11坪が1区画なんです。これ仮に1坪5万円としましても55万円。そして、これをいわゆる、これが土地評価額が55万円としましても、これ課税標準額に引き直したとしても、これ免税点以下、土地でしたら30万円未満は、課税標準額が30万円未満はいわゆる免税点、税金かからないんです。ですから、1区画約10坪程度の土地であれば固定資産税はかからないと、非課税というように今試算しております。

それと、もう1点、地代、地代については、これ飯塚市が今現在柳町で市有地に建物を建てていらっしゃる方がおられます。この方たちも大体11坪前後で、年額の土地使用料が、土地貸付料ですか、これが年間約8,000円程度でございます。ですので、私の方も市としましても、仮に柳町の住民の方が土地は買いきらないよと、地代としてなら払うよということでしたら、飯塚市の土地貸付料と同程度の貸付料をぜひ三菱お願いしますというような申し入れを強くさせていただきたいというふう考えております。

○ 委員長

小幡委員、いいですか。

○ 小幡委員

はい、ありがとうございます。よくわかりました。売った責任上、飯塚市がこの柳町の自分とこの市民の立場に立ってるのか、三菱側に立つのかで大きな違いがありますので、今部長の見解聞きますと市民側ですので、その意気込みで頑張ってください。

以上です。

○ 岩本委員

37番、岩本です。1ページの所管事項の概要の総合政策課の中で、行政評価システムに関することということで載っております。このことについてちょっと質問いたします。

つまり、民間企業における目標管理システム、これはもう常識的で、今の日本における民間企業では目標管理システムを導入していない企業はありません。そういう観点からいけば、私は常々行政も目標管理システムは導入すべきだというのが私の持論でした。やっとこの辺で20年度からの導入に向け検討するという前向きな姿勢が出ております。そこで、質問したいのは、この目標管理システムをわずか2年程度でまずやれるのかと、ですね。今国の方では16年度から国、県、今県までこういう評価システムの導入に踏み切っております。しからばこの評価システムのガイドライン、いわゆる指針ですね、これは国の指針をもとにやろうとされているのか、または飯塚市独自のシステムをつくらうとされているのか、その辺はいかがですか。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

あと2年ぐらいの期間で大丈夫かという御質問からでございますが、旧飯塚市での実践がそのスパンで大体目標に向かっておったというふうに認識しておりますので、この目標に向かってしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

それと、指針について国のを参考にするのかという御指摘ですが、それぞれ今先進地事例等

あろうかと思っております。そういう研究機関を含めて18年度取り組まさせていただきます、やはりいいところは取り入れたいし、できましたらそういういいところをたくさん取り入れた飯塚市の行政システムをつくっていききたいと。これはまだ漠然でございますが、そういうふうな方向性でございます。

以上です。

○ 岩本委員

課長さんの説明では、既に飯塚市はたたき台はあるんだというふうに解釈してよろしゅうございますか。そうしますと、この総合管理、目標管理システム、例えば民間であれば大まかに総合職、それから一般職、それから専門職と、その目標管理システムを導入するに当たり、いわゆる身分の張りつけを行います。あなたは、例えば私が総合職ということで登録すれば、総合職としての岩本の目標管理、これはこういう目標値を1年間出しますよというふうなシステムですね、目標管理システムちゅうのは。今飯塚市が考えてあるのは職員の身分の張りつけ、これは総合職というかどうかわかりませんが、そういうふうな労務職とかありますね、そういうふうな身分の張りつけもあれして、ある程度の分類はやるというシステムをお考えですか。

○ 総合政策課長

今、総合政策課で考えておりますのは、行政評価システムという行政効果に対する成果を検証しようじゃないかというような目的でございます。今、総合職という事例をお出しになりましたけど、それはまた総務部サイドで人事評価システムという取り組みも行っておりますので、私どもはあくまでも行政評価システムというふうな取り組みを行いたいというふうに思っております。

○ 岩本委員

何で私がこういう質問をしたかといいますと、私もある民間会社におりまして、3年ほどこの目標管理システムに深くかかわってまいりました。これを一つの軌道に乗せるには、公平公正の原則からいきますと、もう3年では時間が足りないというぐらい非常にこの評価システムというのは難しいんです。そういう観点からいきますと、この評価システムを導入されることは私は大賛成ですが、慎重になおかつ民間のシステム、これも参考にしながら、飯塚市独自のいわゆる目標管理システムを採用していただければと強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○ 委員長

ほかに企画調整部について質疑ありませんか。

○ 川上委員

今の行政評価システムについて先にちょっと聞きます。飯塚市ではどういう取り組みをしてきたんですか。

○ 総合政策課長

以前の取り組みにつきましては、やはり1年間の職員の研修等を行った上で、次の年に試行を行ったということになります。

○ 川上委員

ちょっとよくわかりませんね。

○ 委員長

もう一度答弁をお願いいたします。

○ 総合政策課長

取り組み年度が平成15年度で、職員のこのシステムに対する認識を深めた研修、先進地視察等を行ったということでございます。そして、翌16年度にこの評価システムの試行をして、

まあ合併という問題がなければ、もうその次には本格導入という計画を最初立てておったというところでございます。

○ 川上委員

それで、私今回の質問の冒頭に齊藤市長が、株式会社飯塚市の創業だと。市民は株主だと。その株主に奉仕するように頑張れというような訓示なんだけど、民間企業は営利を目的にするわけでしょう。それから自治体は住民福祉の増進を目的にするわけです。その役割の違いというのはもう明らかです。で、その異なるものの中に公的な団体の中に民間企業の目標管理システムを取り入れるということになってきますと、メリットの面とデメリットの面があると思うわけです。それで、2年間飯塚市で試行了したということなんですけれども、どのように総括しているんですか。

○ 総合政策課長

今までの取り組みについての総括につきましては、まだ現在のところまとめができておりません。今度新市において取り組みます18年度の取り組み、前回の取り組みを検証しながら、ことしの18年度の研修等々に反映させたいというふうに思っております。

○ 川上委員

私は先ほど言ったような観点から、せっかく旧飯塚市で試行了したんですから、それ総括きちんと踏まえて、先ほど課長もいいものというふうに言われました。いいものはどこなのか。やっぱり自治体になじまないものはこういうものとか当然あるでしょう。そこを踏まえた上で判断するべきだと私は思うわけです。それをとにかく平成20年度からの導入に向けて検討するという一本やりではまずいことが多いのではないかということを指摘しておきます。

構造改革特別区域計画というのがありますね、本市にはどういう特区がありますか。私が聞き及んでおるのは旧飯塚市のIT特区、それから旧颯田町の教育特区は聞いております。そこも含めてどういうものがあるか教えてください。

○ 総合政策課長

今委員が申されましたその特区でございます。

○ 川上委員

それで、その特区の現状評価というか、それこそ評価です。例えばIT特区は地域振興、地域活性化、結びつけるということになってるんですけど、現状においてそれはどのように結びついておるのか、教育特区はどうか、そこは答弁ができますか。

○ 総合政策課長

教育特区につきましては、颯田支所長がこの問題熟知されておりますので、そのお答えをお願いしたいと思います。

IT特区の方につきましても、産業の経済の方でやられておる分でございますが、私どもの認識では成果が上がっておるという認識でございます。

○ 颯田支所長

旧颯田町が平成17年度から行っておりました特区計画について御説明いたします。

名称は、議員おっしゃったとおり教育特区で、教育のまち颯田特区と申します。区域を飯塚市の一部の区域といたしまして、旧颯田町の区域で実施をいたしております。この事業の内容については、市町村費の教員の任用事業とそれから研究開発学校事業としまして、小学校に英語科の新設をする事業を行いました。これを実施したときの課題として、旧颯田町も小中学校が非常に学力の実態を調査しましたら、全国平均で5ポイント、飯塚市で平均と比べると10ポイントぐらいの学力が低いという実態が出ました。そういう中で、地域の振興対策、それから社会の対策として教育も改革が必要だということで取り組んだわけです。

実際に行って1年が経過したところですが、学力の問題だけで申しますと、小学校の2年生と中学校の社会科で数学、小学校では算数ですが、1年間の経過で10ポイント程度の評価が

上がっているというふうに報告を受けております。ただ、学力だけではすべての問題を解決することができませんので、この特区計画の中ではキャリア教育という基本方針を中心に据えております。それを見て今後の成果が明らかにといいますか、分析がさらにされるものというふうに考えております。

以上でございます。

○ 川上委員

IT特区の方はよくわかりませんが、教育特区の方は小学校低学年から英語を勉強するというのが、日本語と同時にちゅうことなんでしょうけど、英語を勉強するというのが、まあいいかどうかという議論はあろうかと思えますけれども、重要なのは少人数学級が効果を発揮しているということでしょうか。

○ 颯田支所長

少人数学級をすることが目的というふうには考えておりません。基本的には子供たちが生涯にわたって豊かに生きるというその能力をしっかり身につけさせるということで、その基礎基本となるのが学力であるというふうに認識をしております。学力、その学力を上げるときに、少人数が一つの効果として大きい効果をあらわすだろうというところで行っております。少人数にしたからすべてが解決できるというふうには考えておりません。ただ、今回その相乗効果として学校の教師集団、それから保護者集団、地域集団が教育を向上させたいという思いの中で、さまざまな取り組み活動を行っておりますので、学校への効果、教師への効果、保護者への効果が逆に相乗効果とあらわれて、全体的な学力向上の効果につながっているというふうに認識をいたしております。ただ、少人数の効果は確かにきめ細かい対応をすることで効果は非常に大きいと思えますが、これも今後予算との接点において検討されていくものだろうというふうに考えております。

以上です。

○ 川上委員

少人数学級の問題についてはそのとおりと思うんですけども、今後全市的にもしかるべきところで検討していく必要があるのではないかなと私は思います。

それから、続けていいですか。

○ 委員長

どうぞ。

○ 川上委員

3ページ、5番の旧伊藤伝右衛門邸の保存活用に関することということなんです。このテーマを、事業を経済部で行わないで企画調整部で取り扱うのはどういう趣旨でしょうか。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

この取り組みにつきましては、総合政策課の方で調整をさせていただいておりますが、観光開発の視点から申しまして、経済、そしてまた歴史的な資産といたしまして生涯、また整備計画等々で建設都市計画と、それぞれの部署での連携でやっております。その調整を総合政策課でやっておると、そういうことでございます。

○ 川上委員

幸袋地区周辺まちづくり計画と言うんですか、この旧伊藤邸を核として周辺まちづくり再生計画を行うというのがあります。6億数千万円の事業です。これは合併前に駆け込んだものですが、市の直接の持ち出しは幾らぐらいになりますか。

○ 総合政策課長

お答えいたします。

きょう数字的なものを手元に置いておりませんが、まちづくり交付金、そしてまた合併特例

債等々の活用で、市費、一般単独財源につきましては三、四百万というふうに記憶をしております。

○ 川上委員

多分その記憶は間違いです。それで、保存活用検討委員会の構成、それから活動状況、それから今後の方向性、スケジュール、このところをちょっと伺わせていただけますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 13

再 開 15 : 16

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

お答え申し上げます。

今、川上委員さんの御質問でございます検討委員会の構成、それから活動状況、今後の方向性、スケジュール等でございます。

検討委員会の構成につきましては、飯塚市役所内の課長級、合計13名で組織しました検討委員会、正式名称が旧伊藤伝右衛門邸保存活用検討委員会を設置いたしております。

活動状況につきましては、歴史文化遺産でございます旧伊藤邸の保存活用に関する諸問題等について所要の整備、それから振興管理を行い、地域の活性化を図るためにこの伊藤伝右衛門邸の保存活用検討委員会を設置するというのが設置目的でございます。

今後の方向性につきましては、先ほど総合政策課長が言いましたように、今回の平成18年度の予算をお願いするところのいろいろな事業等につきまして、これを検討していきますとともに、今後につきましてはこの伊藤邸を中心にしまして、それから嘉穂劇場、それから筑穂町にございます内野の宿、それから旧穎田にございます、ちょっと名前忘れましたが、おしょうゆさんでございますね、そういうところを結んだところでの一体性のある観光資源として、このいろいろな施設についての有効活用を図っていきたいというのがここでの今後の方向性でございます。

以上でございます。

○ 川上委員

もともと伊藤伝右衛門邸は、日鉄工業が4億5,000万円で旧飯塚市に買いませんかという声をかけてきて、最終的に1億4,900万円で土地を飯塚市が買ったということに始まるんですけども、気がついてみると、こういうまちづくり再生計画、観光資源にということで、住民はよく知りませんよ、よく知らないうちに6億数千万円規模の公共事業になっていったという、そういう経過がある。

それで、もう一つの駆け込み事業についてお尋ねします。目尾地域振興基本計画についてです。

これは、旧飯塚市において1997年に総事業費145億円で策定されたものです。その後、微調整があって133億円に変更になってます。昨年春までに約70億円を投入しています。例えば、飯塚市民プールに17億円で、事業費17億円で整備したんです。毎年ランニングコストが8,000万から9,000万かかっております。こういうものを含めてやっているんですが、進捗率が約50%ということで、残事業69億円残したところで、まあお金もなければ社会情勢も変わったということになったわけです。それで、基本の目的に立ち返りながらもこれを見直そうというのを、私も議会で述べましたけども、市としても見直そうということになってきたんですが、昨年4月に見直し検討委員会が発足して、昨年12月に基本的にそれが

完了すると。事業費は27億円になったということなんです、見直しの経過を説明してください。

○ 企画調整部長

今、川上委員さんが詳細にわたりまして検討委員会の内容を言われましたように、本日尾振興基本計画につきましては平成9年に策定されております。しかしながら、今時勢におきましては、いわゆる飯塚市の財政状況の悪化、それから1市4町の合併、それから三位一体の改革等々社会経済情勢が大きく変化しましたものですから、この目尾振興計画についての見直しを行うということで、昨年5月に学識経験者、それから地元住民代表者、それと行政、この三者におきまして検討委員会を昨年5月に立ち上げております。それで、通算11回の検討委員会を開催させていただきまして、それと合わせて地元住民説明会、これ目尾の地元の旧町内会でございますが、この住民説明会等々も数多く開催させた中で、いろいろ皆さん方の御意見、御要望等を承った中で、最終的に本年の1月の16日の日にこの検討委員会から見直し後の整備計画をまとめました報告書が飯塚市長に対して今提出されておるところでございます。

以上のようなことがこの目尾の振興計画の見直しにつきましての経緯でございます。

○ 川上委員

それで、この検討委員会の報告書を踏まえて事業の推進に努めてまいりたいということになってるわけです。御承知のように、飯塚市はスタートと同時に18年度40数億円の歳入不足が見込まれている、それぐらいの厳しい状況でスタートするわけでしょう。そういう中で、この27億円というのが、私から言わせれば文字通りの駆け込みで見直しが行われて20何億円になったということなんです。それで、これをこのまま何にも反省だとか見直しもないままに、事業の推進に努めてまいりますということになると、この27億円、まあ公共事業は膨れ上がるようになってますから、それ以上の巨額の公共事業をどんどん進めていくということになるんです。それで、この中には、見直しの中には住民の要求が反映されて、当然行わなければならないと思うものもあるわけですけども、全体として、これですけど、3つの問題がやっぱりある。ここのところを考えなければいけないと思うんですが。

一つは、住民の意見が十分に反映されていない。住民代表を入れて検討委員会をつくったというけれども、住民の意見はまともに聞いていない。それが一つ。

それから、この中にはまだむだ遣いとも思われる事業がある。例えば、市営野球場です。もともと飯塚市はここにはもう市営野球場要らないという、旧飯塚市、が立場だったんです。合併に伴って類似施設を検討してみるともう要らないと、やめると言っていたのを、住民の意見が強かったというような理由でここに市営野球場を12億円かけるんですよ。そういうものがある。これはむだ遣いと言えるものかもしれません。

それから、3点目は、もともとの計画の中で、住民の皆さんが目尾地域振興基本計画をつくる中で、これはつくってほしくないと言っていたのが工業団地なんです。それで、コンセプトを健康の森というような、公園というようなことになったんですけども、今度の検討委員会の検討のたたき台を飯塚市が出したときには、残る用地は全面的に工業団地にするっていう提案だったんです。それを批判浴びたか受けとめたかわかりませんが、最終的には工業団地という単語はないんです。ところが、実際には附帯意見というのがありますけども、市の浮揚、発展のために活用できる土地というものが広大な土地があります。これは何かと言うと、部長、何ですか、これは。

○ 企画調整部長

今、御指摘のところにつきましては、飯塚本市の浮揚、発展のために活用できる用地というのをこの報告書の中ではうたっております。

○ 川上委員

だから、それは何かということなんですよ。

○ 企画調整部長

これにつきましては、本市の財政効果、それから本市の雇用の促進、それから市税収入の増加ということを図るためのいわゆる工場団地ということで、御理解をよろしくお願いします。

○ 川上委員

そういうことなんです。ですから、これは厳しくいうと住民をあざむくものが中に入ってる。だから、今3つ言いましたね、だからこの3つの点をきちんと、その3つの点から見直しを、もう一度見直さないと、このままやっていると大変なことになるというそういうものだと思うんです。この検討委員会報告書をまた見直す考えはないですか。

○ 企画調整部長

この見直しにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、昨年5月に地元住民代表者を含めましたところの検討委員会を設置しまして、そして通算11回の検討委員会を重ねております。そして、また地元住民説明会も多々開いております。そういうことで、地元の皆さん方にも御理解をいただいた上で、この見直しの結果が出ておるということでございますので、そういうことでこの見直し後の整備計画につきましては、いわゆるこの年度計画に応じて粛々と進めさせていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

この検討委員会がスタートしたのは昨年4月です。旧飯塚市議会において、6月議会で私は日本共産党として、住民が主役の見直しのために5つの提案というのをしております。この中で、4点目に、健康の森公園事業は直ちに凍結し、基本計画全体の見直しは新発足後市民参加で行うと言っとるわけです。私はこの立場から、先ほど言った3つの問題点指摘しながら質問もしてきたつもりなんですけど、ただいまの部長の答弁聞いて、そういう立場では大変なことになるということを警告を発しておきたいと思っております。

○ 委員長

それでいいですか。ほかに。

○ 川上委員

3ページに、8番、篠栗線筑豊本線電化等事業に関することがあります。JR西日本の福知山線の重大事故から1年がたちました。その日はテレビ、ラジオ、新聞、亡くなった方悼むと同時に、御家族、遺族を悼むとともに、このJR西日本の問題について、あるいは国の指導責任についても指弾するものがたくさん報道されました。全国的にも鉄道事故は大小合わせて各地で頻繁に今発生しています。

飯塚市においても昨年夏、新飯塚駅をめぐって無人列車が暴走して立岩の踏切を通過、新飯塚駅に停車したばかりの列車に衝突した事故がありました。幸い死者だとか大けがをした人はなかったんですが、これは田川から来た列車がその何分前にとまったばかりだったんです。ですから、もう何分かずれておったら向こうから来るスピード、こっちから暴走した列車のスピードで正面衝突、乗客いたわけですから大変な事態になった可能性があった。また、鯉田に愛宕の踏切というのがあります。ここは市道拡幅工事をやったんですけど、踏切も広げる予定があったんですけど、まあ説明によると、7・19の大水害によって市費が出せなくなって、踏切拡幅工をやめたというまんま来てるんです、何年も。そういう状況の中で、ここ数年脱輪して動けなくなった自動車を近所の方が抱えて、軽だったんですね、抱えて運び出して列車事故を避けたという事態が二度、三度続いています。

私も住民の方々と一緒にJR九州に再三現地調査、改善要望してきたんですけども、その後JR九州は昨年11月、少しばかり踏切を広げる工事をしました。抜本的改善に至りません。それで、市がするべきことももちろんあります。同時に、JR九州がして当然のこともあるんです。それで、JR九州篠栗線・筑豊本線整備連絡協議会においては、さらなる機能強化と利便性、その向上とともに鉄道事故防止、それから安全確保の推進についてもあわせて検討して

要望するべきではないかと思うわけです。どこが所管になるんですか、今いろんな要望をするときがあると思うんですが、この観点を明記して要望する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○ **総合政策課長**

お答えいたします。

今、委員御指摘の安全確保、安全確保が第一での機能強化利便性向上の要望だと思っております。そのとおりだと思います。

○ **川上委員**

そしたら、要望書を提出されますね、その中にこの観点、新飯塚駅だとか愛宕の踏切のこととか書かれますか。

○ **総合政策課長**

この連絡協議会、今年度も開催を行う予定でございますので、その中で内容の安全確保についても御提案を申し上げたいというふうに思っております。

○ **川上委員**

よろしく申し上げます。

次に、男女共同参画推進課の所管事項について伺います。

全国的にも深刻なDVが続いて、殺人というような極めて重大なことも報道にあるわけですが、本市においてはこの深刻なDVの事例報告というのがどのくらいありますでしょうか。

○ **男女共同参画推進課長**

男女共同参画推進課では、男女共同参画推進センターの相談室におきまして、女性弁護士による法律相談、また相談員による一般相談という形で相談事業を行っております。その中で、飯塚市の男女共同参画推進センターの中での相談事業の中におきましては、深刻なDVの相談の案件はないようでございます。報告はなされておられません。

以上でございます。

○ **川上委員**

実は、共産党が生活相談所というのをつくっています。この間だけでも私がかかわっただけでも2件、まあ深刻だろうと思います。それで、2件あるんですけども、ほかにもたくさんあるのではないかと思います。ほかにも。私が2件ですから。それで、人に言い出せない状況というのが多いのがDVの特徴なんです。それで、飯塚市の方では把握が0ということのようですけども、どうしてですか。

○ **男女共同参画推進課長**

飯塚市ではDVに関しましての相談業務を男女共同参画推進センターの相談事業、また児童育成課におきまして母子相談員等の相談事業は行われております。その中でも今のところは、男女共同参画推進センターで相談を受けまして、そういった深刻な問題でありましたら、当然私どもの方に相談員の方から報告がございますので、児童育成課あたりとの連携を図りながら解決ということで図っていくところでございますけれども、現在のところは男女共同参画推進センターの方としましては、そういう深刻なDV問題については把握してないというのが現状でございます。

○ **川上委員**

わかりました。やっぱり潜在的にそういう状況があるというのはもうはっきりしてるわけですから、飯塚だけないということはないわけです。そういう方々が安心して、信頼もって相談できるようにするためにどうしたらいいのかということと一緒に考えていきたいなというふうに思います。

それから、次に人権同和推進課についてお尋ねします。まず、体制の問題なんですが、課長1名、課長補佐1名、係が13名となっています。この13名の係のうち嘱託職員が11名

になってるんです。少し多いかなという気はするわけです。嘱託職員の比重が大きいかなと。どういふ方々を配置しているのか、どういふ仕事をしているのかお尋ねします。

○ **人権同和推進課長**

今申し上げました人員につきましては、市内に4館ほど同和会館と人権啓発センターございます。その館長及び生活指導員がその人数分おるといふわけでございます。それぞれの仕事につきましては、館長はそれぞれの館長の統括的な役割と、あと生活相談につきましては地区の悩み事相談、そういったことの方に従事しております。

○ **川上委員**

そのうち生活相談員は何人おられますか。

○ **人権同和推進課長**

7名でございます。

○ **川上委員**

この7名の方の採用に当たって団体の推薦がありますか。

○ **人権同和推進課長**

採用に当たっては人事課の方でやっております。

○ **委員長**

人事課、答弁できるの。人事課いる。――暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 40

再 開 15 : 42

再開します。人事課長。

○ **人事課長**

お答えいたします。

採用につきましては、嘱託職員、非常勤嘱託、人事課の方でやっております。附帯条件のつくような推薦書というのはいりませんで、私どもの方で所管の意見を聞きながら選考、採用をしておるといふところでございます。

以上です。

○ **川上委員**

所管の事務事業の中で、1番、7ページに資料があるんですけど。総合企画及び調査に関することというのがあります。この中に人権同和に関する推進に関する自主計画、これをつくる予定がありますか。お尋ねします。

○ **人権同和推進課長**

飯塚市の人権啓発実施計画につきましては、18年度末で終了ということにしております。したがって、今回学校の方は人権同和教育推進課の方も分かれておりますし、今後調整していきたいということで、いつごろまでにつくるという具体的な話はまだ持っていません。

○ **川上委員**

つくる予定があるという答弁だと思うんですけども、国の動向はもう御存知のとおりですし、福岡県の動向も平成でいうと18年度末ということですよ。それ以降実施計画をつくるということになってきますと、まあ、お金の面から言いますと、単独っていうことになるんじゃないですか。県からの同和関係の補助金ないっていうことでしょう。財政的にも大変なことですよ。それに国が言っているように、これ以上同和对策を、特別対策やることは部落問題を解消していく上で逆行するといふ指摘まであるわけですから、私はもうこういうのはやめた方がいいだろうと思ふわけです。

それから、3番に書いてあります関係団体との連絡調整というのがあります。関係団体と言

われますけども、その対象はどういう団体か。それから、具体的な連絡調整の中身、定期協議をやっておるのか、場所はどこか、メンバーは、予算要求を受けておるのか、そういうことをちょっと聞かせてください。

○ 人権同和推進課長

関係団体につきましては3団体、部落解放同盟の飯塚市協議会、部落解放同盟の嘉山地区協議会、それから全日本同和会の飯塚支部の3団体でございます。連絡調整といたしましても、年間の本省交渉のことでありますとかいろいろな研修関係、また隣保館事業のこと、もろもろのことを御相談をしながらやっているということでございますので、それらの件につきまして調整を行っているということでございます。

○ 川上委員

本庁交渉と言われましたけども、その中には予算要求が入りますか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

本省交渉は毎年2回ほど、部落解放同盟のことでございますけども、毎年2回、5月と多分10月だったかと思えますけども、厚生労働省、総務省、経済産業省、主にはその3省と産炭地の就労の関係、鉱害の問題の関係、それから炭鉱の赤水問題、そういったもろもろ旧産炭地にあります課題につきまして本省で交渉していると。そういうことにつきまして、我々も一緒に参加させていただきまして、国の考え方なり団体の考え方、そこら辺のところを参考にしてるところでございます。特にそれで予算関係でどうのこうのということではございません。

○ 川上委員

私はちょっと聞き間違っていました。本省と言われたんですね、本省って国のことですか。飯塚市は国の出先機関でもないし、国と飯塚市は対等の関係ですよね、法的に。本省ということはあり得ないと思うんだけど。それに国交渉、これ部落解放同盟が政府交渉に行ってるわけですね、それに人権同和の幹部が同行してるわけですね、年2回。これはどういう形ですか、出張ですか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

出張でございます。

○ 川上委員

出張ということで確認しておきます。それから、住宅新築改良資金の滞納整理というのがあります。滞納状況を簡潔に紹介してください。

○ 人権同和推進課長

平成17年3月31日現在の数字でお答えをさせていただきます。当初からの貸付総数件数が1,693件、貸付総額が約57億2,968万円、現在償還されている件数461件、滞納件数がそのうち274件、滞納金額が1市4町、1市3町分で3億3,000万円というふうなことでございます。

○ 川上委員

この住宅新築改良資金は、市民が借りろうとするとどういふふうにしたら借りられたんですか。まあ今は貸し付けてないんでしょうけど。

○ 人権同和推進課長

貸付対象者につきましては、同和地区出身者と、居住者ということになるかと思えます。

○ 川上委員

それはだれが決めるんですか。

○ 人権同和推進課長

あくまでも借りる方というのは申請主義でございますので、我々がその方を同和地区だといふふうな限定はしておりません。その方が、自分が同和地区出身者であるという認識を持って申請されるということですから、そういう判断はうちの方ではしておりません。

○ 川上委員

部落問題に精通した個人、団体の紹介が要るでしょう、要らないんですか。

○ 人権同和推進課長

旧飯塚市につきましては、同和対策に関する特別調査資格調査会、この中で資格要件といえますか、そういうことを審査しております。

○ 川上委員

実態は部落解放同盟です。それで、そういうところの承認のもとに申請が出されて、多額のお金を貸してるわけです。そして、その金が3億3,000万滞納残っておると。これ減ってないでしょう。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

旧庄内町では滞納はございませんし、ふえてるということではございません。毎年やっぱり何らかの形では返していただいております。

○ 川上委員

もう貸し付けしてないんだからふえないでしょう。

○ 人権同和推進課長

貸付金額についてはふえません。

○ 川上委員

次に、情報推進課の事務事業についてお尋ねします。

合併が2市8町から急転直下1市4町になって、まあいろいろ住民の声も聞かずに、まともに聞かないで合併に駆け込んでいるんですが、電算業務の関係も非常に苦勞された分野だと思うんです。それで、まずお聞きしたいのはセキュリティーで苦勞されてると思うんです。ソフトとハードの面があると思うんですけども、特にソフトの面でいうと住民基本台帳ネットワークの問題、このセキュリティーの強化についてどういう手立てをとっていますか、お尋ねします。

○ 情報推進課長

住基ネットワークに関しましては、私どもではあけられないといえますか、何も触ることはできないファイヤーウォールという機械でセキュリティーを守っております。それは国から示された、その既存というか、与えられたそういうファイヤーウォールがありますので、そのファイヤーウォールの中でセキュリティーを高めております。

以上です。

○ 川上委員

新しい手立てはとってないちゅうことでしょうか、従来どおりでやってるということでしょうか。

○ 情報推進課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

それから、ハードの面でいいますと、サーバーを置いてるんでしょう。そういうものの物理的な保安については特別な手立てをとっていますか。

○ 情報推進課長

サーバーは電算室と言われる部屋のサーバー室と言われる部屋に置いておきまして、通常は施錠した中で管理しておきまして、入退室に関しましては情報管理係の中にありますので、情報管理係の職員の立会いのもとに、だれが何時何分に入って、何時何分に出ましたといったことで処理しております。どこのサーバーを扱うかということに関しましては、必要があれば情報管理課の管理係の職員が付き添って対応しております。

以上です。

○ 川上委員

その業務を民間の会社の方が入ってきますか。

○ 情報推進課長

置いとるサーバー室の中には今御説明しております住基のサーバー以外もグループウェアサーバーであるとか福祉関係のサーバー、いわゆる業務に必要なサーバー類はそこに置いておりますので、民間業者もメンテナンスとしてその中に許可を得て入ることはございます。

以上です。

○ 川上委員

そうすると、守秘義務のない民間の企業の方が入ってくるんですけども、その方たちとの情報を守る責任というか、そういう関係はどういうふうになっていますか。

○ 情報推進課長

通常そういったサーバー類は中でかぎがかかっております。一つの大きなラックと言いますが、随分大きな中に入れておまして、通常はそのラックにかぎをかけております。そのかぎは特に住基関係に関しましては非常にセキュリティーが厳しゅうございますので常にかけられておまして、必要がない限りそこは情報管理系の職員の方でかぎを管理しております。

以上です。

○ 川上委員

地域情報課ということについて聞きます。ホームページの更新は今どういうふうになっているんですか。大体毎日見てますけど、市のホームページは更新が余りされてないように思うんです。その辺どうですか。

○ 情報推進課長

先ほどの全体の説明の中でも、最初のときの説明でお話しましたけども、1市4町分を合同で今集めて、3月合併時からホームページは発信しております。基本的には以前の飯塚市でありますと、各課の情報は各課でというふうなこともしてたんですけども、うまくそのときでも情報の更新ができておりませんでしたので、今やっておりますやり方は各課が市報と同じように、市報の場合も私どもの方に掲載依頼が上がってまいります。そのときと同じように、これを掲載してほしいといったことで、それは所属長が権限ございますので、載せる情報に関しましては所属長の権限になりますので、所属長の決裁をもらった上で、こういった情報を載せて欲しいといったことでうちに情報が上がってまいります。それに関しましては、そのつくり込みにつきましては、市内ベンチャー企業にホームページの作成を委託しておりますので、それは毎日そこからの出向社員が来ております。ベンチャー企業ですので、基本的には九工大の学生等と一緒に来ておりますので、非常に詳しい社員が派遣されておりますので、そこで作成をしております。基本的には今私どもが見てますと、いろんな情報がまだ整備されてない部分ございますので、そういったものを今鋭意修正をかけていきながらしておりますので、今委員さん言われますように、余り修正がってということでございますけども、非常に今情報量が以前に比べて多くなっておりまして、その情報を一つ一つ検証しながら、もう少し見やすい情報であるとか、そういったものに変更しておりますので、今後も鋭意新しい情報を載せていく努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 川上委員

各課が、現下から決裁おりた情報が掲載依頼が来るということですね。この間、住宅課の市営住宅一覧ここで見れますというのがあったんです。クリックできないわけです。結局データが来てないんですね、そういうのは。それとか、組織図一覧があります、市の。経済部が落ちてました。そういうのを気がつくんですけど、できるだけ早く整備していただければありがたいと思います。

それから、広報「いいづか」、合併前それぞれの自治体で広報の出し方はあったと思うんで

すけれども、4月からは月1回24ページふうカラーという、全ページカラーですか、いうふうになってるようですが、きょういっとう最初に選挙管理委員会の投票率のアップについて市政の状況を知らせたり、議会の状況を知らせたりすることがそういうことにつながっていくだろうというふうに思ったんですが、旧飯塚からいうと月2回が月1回に後退したんですね。当たり前なんでしょうけど、5つ発行してたのを一つにまとめるわけやから、予算が2,000数百万円ですか、コストダウンしたという記事が載ってました。どうして月1回24ページで全ページカラーというふうに決めたんですか、考え方を教えてください。

○ **情報推進課長**

1市4町それぞれ発行の間隔といいますか、月2回発行しているところ、それから月1回発行しているところ、そういったものがございました。合併時にワーキンググループを策定しまして、広報に関してどのように策定をしていくかというワーキンググループをつくっております。その中で、情報の広報をつくっていく分に関しましては、月1ということで行こうと。それに関しましては、もちろん今委員言われました、費用の問題ももちろんございますけど、24ページにすることに、ページ数をその分だけふやして非常にきめ細かい内容にしていく、それから特集を組んでまた載せていく、そういったことも可能になるということがございます。全体的には1市4町それぞれのやり方ございましたけども、月1ということでは合併のワーキンググループの中で決定して、それを踏襲して今やっておるという状況でございます。

○ **明石委員**

広報「いづか」の編集の件で質問をさせていただきます。

まず、1番問題になってるのは、旧の町の行事の取り扱いで、例えばスポーツ大会とか子供の行事でお知らせとかありますけど、こういうものを掲載することは、まあ小さな範囲になりますけど、できますかどうかをお伺いしたいと思います。

○ **情報推進課長**

今おっしゃってる部分というのは、多分どこかの課が管理してると、関係してるというふうに思っております。ですから、通常その関係している課の課長の方から、その課で決裁とっていただきまして、こういう内容で載せていいかということで課長なりの決裁をもらって、それには日時場所、いろいろなことございますので、そこは間違いないかどうかということでしたら、広報に載せることについては現在もしております。

以上です。

○ **明石委員**

実は、筑穂町なんですけど、こういうものは余り載せられませんというようなことを言われましたもので、例えばスポーツ大会があるのに締め切りがいつですとかいうものを言ったんですけど、そういう形で言われてますもので、それじゃあ今のお答えでいいわけですね、各課の担当の課長に言えばいいということですね。

○ **情報推進課長**

今、私お答えしましたように、担当課の課長が管理しておるはずでございますので、そこ経由で私どもに上げていただければ、ただ、締め切り等がございましたので、締め切り等に関しましては庁内で翌月分は前月の10日であるというように決めておりますので、その日にちだけ守っていただければ大丈夫というふうにいたしております。

以上です。

○ **明石委員**

はい、わかりました。

○ **委員長**

企画調整部についての質疑はほかにありませんか。

(な し)

では、企画調整部までの質疑は終わりとしたいと思います。明日は総務部から入りたいと思います。

お諮りいたします。所管事務の調査については、本日の審査はこの程度にとどめ、明日5月11日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日5月11日午前10時から委員会を開き、審査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして総務委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

(散 会) 16:05